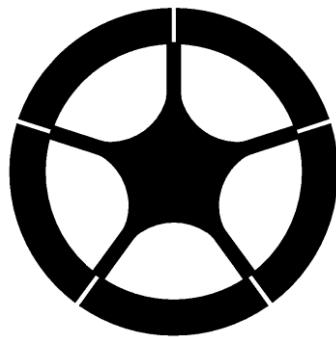


大多喜町過疎地域持続的発展計画

(令和 3 年度～令和 7 年度)



千葉県夷隅郡大多喜町

目次

1 基本的な事項

(1) 町の概況	1
ア 町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	1
イ 町における過疎の状況	1
ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、県の総合計画等における位置付け等を踏まえた町の社会経済的発展の方向の概要	2
(2) 人口及び産業の推移と動向	2
ア 人口の推移と今後の見通し	2
イ 産業構造、各産業別の現況と今後の動向	3
(3) 町の行財政の状況	8
ア 行政の状況	8
イ 財政の状況	8
ウ 施設整備水準等の現況と動向	10
(4) 地域の持続的発展の基本方針	10
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	11
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	12
(7) 計画期間	12
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	12

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点	13
(2) その対策	14
(3) 事業計画	16

3 産業の振興

(1) 現況と問題点	19
(2) その対策	21
(3) 事業計画	25
(4) 産業振興促進事項	28
(5) 公共施設等総合管理計画との整合	28

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点	30
(2) その対策	30
(3) 事業計画	31

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点	32
(2) その対策	32

(3) 事業計画	34
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	36
6 生活環境の整備	
(1) 現況と問題点	38
(2) その対策	40
(3) 事業計画	43
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	44
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1) 現況と問題点	45
(2) その対策	46
(3) 事業計画	49
8 医療の確保	
(1) 現況と問題点	53
(2) その対策	53
(3) 事業計画	54
9 教育の振興	
(1) 現況と問題点	55
(2) その対策	56
(3) 事業計画	58
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	59
10 集落の整備	
(1) 現況と問題点	61
(2) その対策	61
(3) 事業計画	62
11 地域文化の振興等	
(1) 現況と問題点	63
(2) その対策	63
(3) 事業計画	64
12 再生可能エネルギーの利用の推進	
(1) 現況と問題点	65
(2) その対策	65
(3) 事業計画	66
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	
(1) 現況と問題点	67
(2) その対策	68
(3) 事業計画	70

1 基本的な事項

(1) 町の概況

ア 町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

大多喜町は、千葉県房総半島のほぼ中央に位置し、西は市原市・君津市、南は勝浦市・鴨川市、東はいすみ市、北は睦沢町・長南町に接し、東西約12km、南北約19km、総面積129.87km²と千葉県の町村で最も広大な面積を有し、森林が総面積の約70%を占めています。

気象については、年間平均気温16℃前後で、年間平均降水量は2,200mm程度と気候は概して温暖多雨ですが、冬期は最低気温が氷点下に達する日もあります。

町内には夷隅川や養老川が流れ、水辺空間にも恵まれています。特に養老川沿いの養老渓谷は、県立自然公園に指定され自然美あふれる優れた景勝地として広く知られています。

また、東京から60km圏、千葉市から47kmの距離にあり、富津市から君津市を経ていすみ市に至る国道465号と、市原市から勝浦市に至る国道297号が町の中心部で交差しているほか、JR外房線大原駅と上総中野駅を結ぶいすみ鉄道が町の中央部を走っています。平成9年に開通した東京湾アクアラインや平成25年には首都圏中央連絡自動車道・市原鶴舞インターチェンジの供用が開始されるなど道路網の整備により、神奈川県・東京都からの交通アクセスも向上しています。

本町の歴史は古く、町内には先土器時代や縄文時代の遺跡をはじめ、多数の文化財があり、天正18年（1590年）徳川家康の関東入国を契機に徳川四天王の一人、本多忠勝が近世大多喜城を築城し、以後300年にわたり上総文化の中心地となりましたが、明治4年に廃藩となり、後に大多喜県、木更津県、千葉県へと行政圏が移行していきました。明治22年大多喜町、上澤村、総元村、西畠村及び老川村が生まれ、昭和29年10月5日これら5か町村が町村合併促進法によって合併し、現在の大多喜町が誕生しました。

イ 町における過疎の状況

昭和29年の合併当時18,379人を有した本町の人口は、令和3年3月31日現在の住民基本台帳の人口では、8,667人と52.8%減少しています。特に、昭和35年から昭和45年までの減少率（15.2%）が大きく、日本の高度経済成長期に農村部から都市部への若年層の流出と出生率の低迷による減少傾向が続き、依然として人口減少に歯止めがかからない状況です。

また、表1-1(1)で、0歳～14歳の人口の減少率が大きいことから少子化傾向にあり、また、高齢者比率が年々高くなっていることがうかがえます。

本町においては、このような過疎の状況から脱却すべく、地域振興や子育て支援、定住促進施策等を継続的に事業実施することにより活力ある地域社会を構築してい

く必要があります。

ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、県の総合計画等における位置付け等を踏まえた町の社会経済的発展の方向の概要

近年、本町の産業力は低下傾向にあることから、高速交通網の整備を町の活性化のための有利な要素とし、また、国による地方創生施策の強化等の追い風を活かしながら、農林業や商工業、観光について状況に応じた振興策を講ずる必要があります。

農林業では機能強化や6次産業化など付加価値の高い農林業へ転換を進め、商工業や観光においては経営改善や後継者育成の支援等による既存事業者の活性化を推進することにより、交流人口や関係人口の増加を図り、地域を活性化する事が肝要です。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と今後の見通し

本町の人口は、表1-1(1)のとおり昭和35年の国勢調査時には17,247人でしたが、平成27年の国勢調査では9,843人となっており55年間で42.9%の減少となっています。5年間ごとの動きをみると、昭和35年から昭和40年の間に8.7%、昭和40年から昭和45年の間に7.1%と減少率のピークの後、1~5%台の減少率で推移していましたが、平成17年から平成22年の間に7.3%、平成22年から平成27年の間に7.8%と近年は減少率が増加しています。

男女別の内訳は、表1-1(2)のとおり男性約49%、女性約51%と令和3年まで一貫して均衡しています。

年齢階層別にみると、表1-1(1)のとおり0歳から14歳までの人口及び15歳から29歳までの若年者人口の減少と65歳以上の高齢者人口の急激な伸びが顕著です。

0歳から14歳までの人口をみると、昭和40年から昭和45年の間の22.1%の減少率をピークとして、昭和35年の5,745人に対し平成27年では862人と84.9%も減少しており、年々少子化傾向にあることを示しています。

15歳から29歳までの若年者人口比率も昭和35年に19.2%であったものが、平成27年には10.7%であり、若年者の労働人口の減少と流出も深刻な問題です。

また、65歳以上の高齢者人口比率については、昭和35年には8.5%で県平均値の6.4%にほぼ近い数値でしたが、平成27年では39.3%と県平均値の24.7%を大きく上回っており、加速度的に高齢化社会へ進行しています。

表1-1(3)のとおり国立社会保障人口問題研究所の推計をみると、令和7年には総

人口が8,082人（平成27年比17.9%減少）まで減少し、これ以降も減少する見込みです。人口の構成比は、0歳から64歳までの割合は減少するが65歳以上の割合は48.6%（平成27年比0.9%増加）であり、更に上昇していく推計です。よって、今後も人口の減少、少子化、高齢者の増加が続くものと推計されています。

イ 産業構造、各産業別の現況と今後の動向

表1-1(4)のとおり産業別人口の動向をみると、第1次産業である農業は、昭和35年の就業人口比率は67.1%で町内の7割が農家であったが、高度経済成長とともに専業農家が減少し農家総数も年々減少が見られ、農業離れが進行しています。現在では、農業従事者の高齢化、担い手の不足及び後継者の不足が課題となっています。

第2次産業の昭和35年の就業人口比率は10.8%と産業別の全体の1割であったが、昭和46年以降に製造業を中心とした企業の参入により就業人口比率は増加傾向となりましたが、バブルの崩壊による景気の低迷を受け平成7年の国勢調査では減少に転じ、平成27年の就業人口比率は24.1%と緩やかに減少しています。

第3次産業の平成27年の就業人口比率は、豊かな生活と共にサービス業の重要性の高まりから67.2%まで増加し、昭和35年の第1次産業の就業人口比率を逆転しています。また、第2次産業就業人口比率の減少人口分の受け皿にもなっています。第3次産業の内訳としては、卸売・小売関係、医療・福祉、生活関連サービス・娯楽関係の順でありその背景には、養老渓谷を中心とした観光地や高齢化が進展している本町の特徴が現れています。

今後は、首都圏中央連絡自動車道の開通による優れた交通アクセスを活かし、積極的な企業誘致活動や企業が望む経営支援の実施等による既存企業の体质強化を図ります。また、町内における起業家の養成・支援や地域特産物を活用した新たな産業創出を目指します。

1-1(1)人口の推移（国勢調査）

区分	昭和 35年		昭和 40年		昭和 45年		昭和 50年		昭和 55年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数
総数	人 17,247	人 15,742	% △8.7	人 14,620	% △7.1	人 13,932	% △4.7	人 13,612	% △2.3	
0歳～14歳	5,745	4,589	△20.1	3,573	△22.1	2,897	△18.9	2,542	△12.3	
15歳～64歳	10,030	9,577	△4.5	9,289	△3.0	9,113	△1.9	8,887	△2.5	
うち 15歳～29歳(a)	3,315	2,898	△12.6	2,752	△5.0	2,734	△0.7	2,434	△11.0	
65歳以上(b)	1,472	1,576	7.1	1,758	11.5	1,922	9.3	2,183	13.6	
(a)/総数 若年者比率	% 19.2	% 18.4	—	% 18.8	—	% 19.6	—	% 17.9	—	
(b)/総数 高齢者比率	% 8.5	% 10.0	—	% 12.0	—	% 13.8	—	% 16.0	—	

区分	昭和 60年		平成 2年		平成 7年		平成 12年		平成 17年	
	実数	増減率								
総数	人 13,391	% △1.6	人 13,218	% △1.3	人 12,678	% △4.1	人 12,121	% △4.4	人 11,514	% △5.0
0歳～14歳	2,450	△3.6	2,170	△11.4	1,843	△15.1	1,530	△17.0	1,276	△16.6
15歳～64歳	8,459	△4.8	8,283	△2.1	7,613	△8.1	7,119	△6.5	6,649	△6.6
うち 15歳～29歳(a)	2,056	△15.5	2,026	△1.5	2,009	△0.8	1,866	△7.1	1,582	△15.2
65歳以上(b)	2,482	13.7	2,765	11.4	3,221	16.5	3,472	7.8	3,589	3.4
(a)/総数 若年者比率	% 15.4	—	% 15.3	—	% 15.8	—	% 15.4	—	% 13.7	—
(b)/総数 高齢者比率	% 18.5	—	% 20.9	—	% 25.4	—	% 28.6	—	% 31.2	—

区分	平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 10,671	% △7.3	人 9,843	% △7.8
0 歳～14 歳	1,084	△15.0	862	△20.4
15 歳～64 歳	5,982	△10.0	5,087	△15.0
うち 15 歳～ 29 歳(a)	1,284	△18.8	1,054	△17.9
65 歳以上(b)	3,605	0.4	3,872	7.4
(a)／総数 若年者比率	% 12.0	—	% 10.7	—
(b)／総数 高齢者比率	% 33.8	—	% 39.3	—

表 1-1(2)人口の推移（住民基本台帳）

区分	平成 17 年 3 月 31 日		平成 22 年 3 月 31 日			平成 27 年 3 月 31 日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	人 11,504	—	人 10,901	—	% △5.2	人 9,855	—	% △9.6
男	5,604	% 48.7	5,323	% 48.8	△5.0	4,815	% 48.9	△9.5
女	5,900	% 51.3	5,578	% 51.2	△5.5	5,040	% 51.1	△9.6

区分	令和 2 年 3 月 31 日			令和 3 年 3 月 31 日		
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数 (外国人住民除く)	人 8,811	—	% △10.6	人 8,576	—	% △2.7
男 (外国人住民除く)	4,318	% 49.0	△10.3	4,221	% 49.2	△2.2
女 (外国人住民除く)	4,493	% 51.0	△10.9	4,355	% 50.8	△3.1
参考 男 (外国人住民)	43	49.4%	—	47	51.6%	9.3
参考 女 (外国人住民)	44	50.6%	—	44	48.4%	0.0

表1-1(3)人口の見通し

区分	平成 27年		令和 2 年		令和 7 年		令和 12 年		令和 17 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	
総数	人 9,843	人 8,944	% △9.1	人 8,082	% △9.6	人 7,284	% △9.9	人 6,521	% △10.5	
0歳～14歳	862	724	△16.0	611	△15.6	520	△14.9	442	△15.0	
15歳～64歳	5,087	4,239	△16.7	3,547	△16.3	3,029	△14.6	2,566	△15.3	
うち 15 歳～29 歳(a)	1,054	877	△16.8	713	△18.7	582	△18.4	491	△15.6	
65歳以上(b)	3,872	3,981	2.8	3,924	△1.4	3,735	△4.8	3,513	△5.9	
(a)／総数 若年者比率	% 10.7	% 9.8	—	% 8.8	—	% 8.0	—	% 7.5	—	
(b)／総数 高齢者比率	% 39.3	% 44.5	—	% 48.6	—	% 51.3	—	% 53.9	—	

区分	令和 22 年		令和 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 5,754	% △11.8	人 4,993	% △13.2
0歳～14歳	377	△14.7	317	△15.9
15歳～64歳	2,151	△16.2	1,778	△17.3
うち 15 歳～29 歳(a)	413	△15.9	353	△14.5
65歳以上(b)	3,226	△8.2	2,898	△10.1
(a)／総数 若年者比率	% 7.2	—	% 7.1	—
(b)／総数 高齢者比率	% 56.1	—	% 58.0	—

出所：平成 27 年の総数は国勢調査より作成、平成 27 年以降は社人研推計値より作成

表 1-1(4)産業別人口の動向（国勢調査）

区分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数
総数	人 8,848	人 7,835	% △11.4	人 7,868	% 0	人 6,936	% △11.8	人 6,815	% △1.7	
第 1 次産業 就業人口比率	% 67.1	% 60.9	—	% 49.0	—	% 32.8	—	% 23.3	—	
第 2 次産業 就業人口比率	% 10.8	% 12.9	—	% 20.1	—	% 29.2	—	% 31.7	—	
第 3 次産業 就業人口比率	% 22.1	% 26.2	—	% 30.8	—	% 37.8	—	% 45.0	—	

区分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数	増減率								
総数	人 6,751	% △0.9	人 6,440	% △4.6	人 6,030	% △6.4	人 5,655	% △6.2	人 5,430	% △4.0
第 1 次産業 就業人口比率	% 17.7	—	% 12.9	—	% 12.4	—	% 10.4	—	% 11.3	—
第 2 次産業 就業人口比率	% 34.4	—	% 34.8	—	% 30.9	—	% 29.6	—	% 26.7	—
第 3 次産業 就業人口比率	% 47.7	—	% 52.3	—	% 56.6	—	% 60.0	—	% 61.8	—

区分	平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 4,639	% △14.6	人 4,297	% △7.3
第 1 次産業 就業人口比率	% 6.8	—	% 8.7	—
第 2 次産業 就業人口比率	% 25.9	—	% 24.1	—
第 3 次産業 就業人口比率	% 67.3	—	% 67.2	—

※総数については分類不能を除く

(3) 町の行財政の状況

ア 行政の状況

社会経済情勢の急激な変化に伴う過疎化や少子高齢化社会が進行する一方で、環境問題、高度情報化、地方分権などにより、行政需要は年々複雑・多様化し、増大するとともに迅速で質の高い行政サービスの提供が求められています。こうした社会情勢の変化や行政需要に対応するため、行政改革の推進は重要な課題です。

このような中で、これまで「第1次行政改革大綱」(平成8年度策定)、「第2次行政改革大綱」(平成16年度策定)、「第3次行政改革大綱」(平成21年度策定)及び「第4次行政改革大綱」(平成27年度策定)に基づき行政改革に取り組み、効率的かつ効果的な行財政の運営に努めてきた結果、行政評価制度の導入、各種委員報酬の見直し、町施設への指定管理者制度の導入など、行政運営に一定の成果をあげてきました。

今後も、令和2年度に策定した「第5次行政改革大綱」に基づき、引き続き行政運営の徹底した見直しを行っていきます。

広域行政については、夷隅郡市2市2町で夷隅郡市広域市町村圏事務組合を組織し、常備消防、病院群輪番制病院運営事業、介護認定審査会、障害支援区分認定審査会などの事務を共同処理しています。

イ 財政の状況

本町の財政状況は、表1-2(1)のとおり普通会計の令和元年度決算で歳入総額5,342,179千円、歳出総額5,075,833千円で財政力指数0.44、経常収支比率91.2%です。

歳入総額5,342,179千円は、平成22年度に比べると5.0%の減少になっています。その内訳を見ると、一般財源では2.6%、県支出金は33.2%増加していますが、国庫支出金は53.4%減少しています。

一方、歳出総額5,075,833千円は、平成22年度に比べ4.0%の減少となっています。

このうち公債費負担比率は11.4%で、平成22年度に比べ1.3ポイント減少しています。投資的経費は平成22年度に比べ47.5%減少しており、そのうち普通建設事業費も平成22年度に比べ59.9%の減少を示しています。

また、令和元年度において実質公債費比率は4.9%、将来負担比率は5.0%となっています。

以上のことから、歳入歳出額は共に減少していますが、特に投資的経費の減少が大幅であり、普通建設事業の停滞をまねいています。今後とも自主財源などの歳入の確保と経常的経費などの歳出の削減を図る必要があります。

表 1-2(1)町財政の状況

(単位：千円)

区分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	5,622,254	7,455,191	5,342,179
一般財源	3,176,181	3,229,110	3,258,445
国庫支出金	687,714	339,204	320,562
都道府県支出金	254,356	294,422	338,882
地方債	431,800	349,700	369,700
うち過疎債	0	124,000	194,100
その他	1,072,203	3,242,755	1,054,590
歳出総額 B	5,285,062	7,171,257	5,075,833
義務的経費	2,121,973	2,058,846	2,062,118
投資的経費	1,082,895	397,762	568,296
うち普通建設事業	1,063,317	397,762	426,401
その他	2,080,194	4,714,649	2,445,419
過疎対策事業費	1,169,205	764,262	972,953
歳入歳出差引額 C (A-B)	337,192	283,934	266,346
翌年度へ繰越すべき財源 D	104,607	10,293	56,345
実質収支 C-D	232,585	273,641	210,001
財政力指数	0.47	0.43	0.44
公債費負担比率	12.7	11.3	11.4
実質公債費比率	9.1	5.8	4.9
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	82.6	87.5	91.2
将来負担比率	74.7	33.7	5.0
地方債現在高	4,843,837	4,675,146	4,356,649

※各年度の数値は、総務省調査「決算状況調」及び「決算カード」より転記。

※過疎債及び過疎対策事業費の数値は、総務省調査「市町村計画事業実績」より転記。

ウ 施設整備水準等の現況と動向

本町の主要公共施設等の整備状況については、表 1-2(2)のとおりです。

水道普及率は 90 % 前後を推移していますが、これは辺地等の地域について町営水道以外の簡易給水施設や飲用水供給施設を使用していることが要因となっています。

辺地等地域以外の水道普及率はかなり高い水準にあります。水洗化率は汲み取りや単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進していることもあります。徐々に高くなっています。

表 1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
町 道					
改良率 (%)	33.1	51.1	55.8	58.6	58.7
舗装率 (%)	69.2	79.4	83.2	84.5	88.1
農 道					
延 長 (m)				32,704	33,941
耕地 1ha 当たり農道延長(m)	181.7	60.3	17.3	—	—
林 道					
延 長 (m)				25,708	39,060
林野 1ha 当たり林道延長(m)	9.0	6.1	4.6	—	—
水道普及率(%)	87.8	90.3	91.2	91.9	92.8
水洗化率(%)	—	—	68.7	82.6	89.5
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	—	—	41.4	40.9	45.9

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本町は、昭和 29 年の合併以降、人口減少が続いており、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 3 号）の施行に伴い、平成 22 年 4 月 1 日に過疎地域に指定されました。

これまで様々な施策を講じてきましたが十分な成果が得られておらず人口減少に歯止めがかかっていません。そのような中、平成 25 年 4 月に、首都圏中央連絡自動車道・市原鶴舞インターチェンジの供用が開始され、本町と都心との時間距離が短縮されたことから、比較的都心に近いにもかかわらず、緑と水辺空間の豊かな自然と城下町であ

る本町の貴重な歴史・文化資産を活かし、今後は過疎地域からの自立を目指して種々の振興対策を展開し、更なる施策の推進を図らなければなりません。

過疎地域の持続的発展の基本的方針として、少子高齢化施策、人口流出の抑制、移住・定住施策、雇用の創出や産業の振興、観光・レクリエーション拠点の充実及び住民等との協働を進め、地域住民のあらゆる世代の人々が誇りと生きがいを感じ、また、訪れる人々が魅力を感じることができる個性豊かなまちづくりを目指すものとします。

本計画では、町の最上位の計画である「大多喜町第3次総合計画（計画期間：平成28年度～令和7年度）」の基本理念「みんなが主役。よろこびのまちの創生」に基づき、町の将来像「ひと まち みどり 未来に光り続けるふるさと 大多喜」の実現に向けた次の6つの基本目標に即した施策を展開します。

大多喜町第3次総合計画の基本目標

- 1 みんなの知恵と力で持続可能なまちをつくる（地域自治・行政経営）
- 2 活力あふれた人が集うまちをつくる（産業・経済）
- 3 誰もが住みやすい安全・安心・便利なまちをつくる（生活基盤）
- 4 豊かな水と緑に囲まれた快適なまちをつくる（生活環境）
- 5 明日の大多喜を担う人を育むまちをつくる（教育・文化）
- 6 支え合いながら健やかに暮らせるまちをつくる（健康・福祉）

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

本町では、表1-1(3)のとおり今後も少子高齢化や人口減少が続くことが予想されています。少子高齢化や人口減少は、労働力不足やまちの活性化の低下、財政状況の悪化を招くおそれがあるため、「大多喜町第3次総合計画」において令和7年度末の目標人口を8,500人としています。

また、国においても、急速な少子高齢化や人口減少に歯止めをかけるため、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）を施行し、地方が自ら考え、責任をもって戦略を推進する観点から、地方公共団体に地方版人口ビジョン・総合戦略を定めるよう求めています。本町でも、町民が安心して子どもを産み育てられる環境が整った、持続可能なまちを実現するための指針として、「大多喜町人口ビジョン」及び「第2期大多喜町総合戦略（対象期間：令和3年度～令和7年度）」を策定し、数値目標として人口の社会減を年間50人（現状値64人）、合計特殊出生率を5年間の平均で1.31（現状値1.112）としています。

本計画についても、「大多喜町第3次総合計画」及び「第2期大多喜町総合戦略」に掲げる目標（「令和7年度末の目標人口 8,500人」、「令和7年度の人口の社会減年間50人」、「合計特殊出生率 令和3年度～令和7年度の平均で1.31」）を、地

域の持続的発展のための基本目標とします。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本町では、「大多喜町第3次総合計画」の目標や施策の達成状況等について、町議会議員、一般住民、学識経験者、関係団体の役職員からなる「大多喜町総合開発審議会」において毎年度審議しています。また、「第2期大多喜町総合戦略」についても、住民で組織する団体の代表者、産業関係の代表者、学校関係の代表者、金融機関の代表者からなる「大多喜町総合戦略推進会議」において、目標や施策の達成状況等を毎年度審議しています。

このように、P D C A（計画・実行・評価・改善）サイクルによる計画の進捗を管理する体制が整っていることから、本計画についても「大多喜町総合開発審議会」及び「大多喜町総合戦略推進会議」において達成状況等の評価を行います。

(7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

「大多喜町公共施設等総合管理計画」は、少子高齢化、人口減少が進みそれに伴う社会保障費の増大、税収減などにより厳しい財政状況が続くことが予想される中、これまで整備してきた公共施設等をどのように維持・管理し、財政負担を軽減・平準化していくかという課題を全序的に把握し、長期的なまちづくりの視点から、効率的かつ効果的な公共施設等のマネジメントに取り組むため、策定したものです。

本計画についても「大多喜町公共施設等総合管理計画」の方針に基づき、整合性を図りながら健全で持続可能な行財政運営を前提とした過疎対策を推進します。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住の促進

移住・定住の促進に向けては、これまで行ってきた新築住宅の取得への支援、既存住宅のリフォームの支援や空き家・空き地の活用による支援のほか、若者の定住化に向け民間活力の導入による住宅・宅地の整備を検討していくことが求められます。

その他に、関係人口や交流人口の増加を図るためにも、本町の魅力を町の内外にPRするシティプロモーションを推進することで、移住・定住につなげていくことが重要です。

イ 地域間交流の促進

本町では、国際交流協会を中心に、教育、文化、スポーツ、経済など様々な分野における国際交流事業を展開してきたのに加え、姉妹都市メキシコ・クエルナバカ市、いすみ鉄道と台湾・集集線の姉妹鉄道の提携をきっかけとして台湾・集集鎮との交流や国際感覚を身に付けた人材の育成も積極的に行ってています。

今後は、町内に在住する外国人が快適に生活できる環境づくりや国際化に対応した人材の育成、外国人観光客の誘致拡大に向けて、町内の受入に係る環境整備等を実施して多文化共生社会の形成をしていくことが求められます。

また、他の自治体との交流については、友好都市である東京都荒川区をはじめ、東急目黒線武蔵小山駅を中心とした「ムサコフェス」をきっかけに東京都品川区、「道の駅 たけゆらの里おおたき」、「道の駅 喜多の郷」、「道の駅 きつれがわ」による姉妹駅の提携をきっかけに福島県喜多方市、栃木県さくら市と交流を行っています。

地域間交流は、産業振興や子どもの社会性の育成等の効果が期待されるものであるため、交流する自治体の拡大等により更に充実を図り、まちづくりや人づくりに活かしていくことが求められます。

ウ 人材育成

本町では、地域づくりの人材として、地域おこし協力隊による地域資源の発掘、移住支援、森林・竹林の整備、観光振興や地域コミュニティの活性化支援といった地域協力活動を行いながら、地域への定住・定着を図る取組を行っています。

少子高齢化や人口減少の進行により地域社会の担い手が不足することが懸念されている中、行政だけでは高度化・多様化する住民ニーズにきめ細かく対応することが難しくなることが予想されるため、これからの中のまちづくりは、住民や各種団体、民間企業等と行政がそれぞれの役割を認識し、互いに連携・協定して地域課題を解決していく人材を育成していく必要があります。

(2) その対策

移住・定住

- ア 住宅の建設・改修や宅地の取得に関わる支援制度について、周知広報活動を行い、町民の転出抑制及び移住者の増加を図ります。
- イ 住環境の拡充を効果的かつ効率的に進めるため、若者の定住化に向けた住宅や宅地の整備を推進するとともに、民間事業者が実施する分譲地について、事業者との協働による整備を講ずることにより住宅地の確保に努めます。
- ウ 空き家・空き地情報の収集や所有者に対する空き家提供の働きかけを行い、空き家バンク登録物件数を増加させるとともに、空き家の所有者・利用者それぞれを支援する制度を継続し、空き家・空き地を利用した移住者の増加を図ります。
- エ 移住者が地域に溶け込めるよう地域住民との橋渡しを行い、双方が快適に暮らせる地域づくりを促進します。
- オ シティプロモーションの実践に必要な様々な情報発信ツール（ＷＥＢサイト、動画、ＳＮＳ等）の作成・活用を行い、地域資源を活用した町のイメージアップを図ります。

地域間交流

- ア 國際交流活動の中心となる國際交流協会を積極的に支援することにより、民間主体による事業展開を促進し、國際交流活動の内容充実を図ります。
- イ 地域の大学などの協力を得ながら、保育園・小中学校、更に高等学校も含め一貫した外国語教育の充実を図ります。
- ウ 外国人が本町で安心して暮らしていくことができるよう、必要となる生活情報や行政情報の提供に努めるとともに、言葉や生活習慣などの文化を超えて、地域社会の一員として暮らしていくための相互理解を深める取組を支援します。
- エ 外国人観光客による町内観光施設・宿泊施設の利用を促進するため、外国語標記による案内標識や観光パンフレットを整備するなど、外国人観光客に配慮した環境づくりを推進します。

オ 共通の特性を持つ自治体との交流を推進するのに加え、地域間交流イベントに関するPR活動を充実させることにより、交流人口を拡大し、地域の活性化を促進します。また、他の自治体の学校等との交流を拡充させることにより、子どものコミュニケーション能力や協調性の向上を図ります。

人材育成

ア 地域づくりの人材として、都市住民を受け入れ地域おこし活動の支援や農林業の応援、住民の生活支援などの地域協力活動に従事してもらい、あわせてその定住・定着を図ります。

イ 集落住民の話し合いや協議を活性化するための支援機能の充実や人的支援のための制度の活用を図り、効率的で持続可能な集落機能をサポートする人材の育成を図ります。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業（施設）名	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	<p>住宅取得奨励金 「町内に新築住宅を取得した者に対して奨励金を交付し、定住促進及び地域経済の活性化を図る。」</p> <p>住宅リフォーム奨励金 「住宅リフォーム工事に対して奨励金を交付し、町民の住環境向上を図り、定住促進に資するとともに、町内産業の活性化及び雇用の促進を図る。」</p> <p>宅地造成事業 「町が分譲している分譲地の販売促進のため、土地取得に対して補助金を交付し、定住化の推進を図る。」</p> <p>空き家利用促進奨励金 「空き家の改修を行う者について奨励金を交付し、定住促進及び空き家の有効活用と地域経済の活性化を図る。」</p> <p>空き家家財道具撤去補助金 「空き家の家財道具等を撤去する費用に対して補助金を交付し、空き家の有効活用を図る。」</p>	町	

	地域間交流	<p>シティプロモーション事業 「町の様々な魅力を町の内外にPRし、定住人口や交流人口の拡大を図るため、様々なメディア（WEB サイト、動画、SNS 等）による情報発信を行う。」</p> <p>国際交流事業 「国際交流協会の行う事業に対して補助金を交付し、町民主導の多様な交流事業の展開及び国際化に対応したまちづくりの推進を図る。」</p> <p>地域間交流事業（産業振興イベント） 「県外の自治体や商工、観光関連団体等との地域間交流イベントへ定期的に参加することにより、交流人口を拡大し、地域の活性化を図る。」</p> <p>青少年健全育成事業（青少年つどい大会） 「近隣自治体と連携し開催しているスポーツ等の交流活動を継続して実施することにより、子どものコミュニケーション能力や協調性の向上を図る。」</p>	町 大多喜町国際交流協会 町 町	
	人材育成	地域おこし協力隊事業 「地域づくりの人材として、都市住民を受け入れ地域協力活動に従事してもらい、あわせてその定住・定着を図る。」	町	

		定住化対策事業（集落支援員） 「集落住民の話し合いや協議を活性化するため、集落機能をサポートする人材の育成を図る。」	町	
--	--	---	---	--

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

本町では、水稻を中心に野菜、果樹などの生産及び畜産が営まれています。これまでも、地域特産物の開発や、技術指導・生産指導による生産性向上、有害鳥獣の駆除などに取り組んできました。

しかしながら、本町の農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化、担い手及び後継者の不足、米価格の低迷による農業者の生産意欲の低下などにより年々厳しさを増しています。また、イノシシ、サル、シカといった有害鳥獣対策では、生息域・行動範囲が拡大しているため、捕獲や防護柵の設置といった各種対策を行っていますが、有害鳥獣への確立した対策がないため被害の軽減に一定の効果はあるものの、更なる強化が必要となっています。

今後も、生産者が意欲的に農業に取り組むことができる環境づくりを総合的に進めしていくことが必要です。

イ 林業

本町の森林面積は8, 864haで、総面積の68%を占めており、このうち民有林が6, 698haとなっています。

現在の林業を取り巻く環境は厳しさを増す中で、林業経営に対する意欲が減退し従事者の減少や高齢化とも相まって、相対的な林業生産機能が低下し、出荷量の減少、山林の荒廃等の問題を抱えています。

このため、林業生産基盤の整備充実のもと、森林所有者への森林整備についての啓発に努めながら、合理的・効率的な森林施業を促進していくとともに、マスメディアへの取り上げ等を通じて、町外においても高い知名度を誇るタケノコを中心とした特用林産物の活用による高付加価値化を図る必要があります。

さらに、森林は町全域の保全や水源のかん養、保健休養機能など公益的機能を通じて町民生活に深く結び付いていることから、森林の保全・育成や森林空間の総合的利用に努める必要があります。

ウ 商業

本町の商業は、大多喜城下商店街、中野商店街、国道297号沿いを中心に集積しています。これまで、街並み整備事業を活用したポケットパークや集客施設の建設、一般住宅等の外観修景を進めてきたほか、商工会を中心としてプレミアム商品券の発行やポイントカードの導入等による消費喚起策を行ってきましたが、大型店への顧客流出、少子高齢化、消費者ニーズの多様化・高度化、インターネット等による通信販売の普及が進むとともに、商業者の高齢化・後継者不足といった課題もあり、商

業環境は厳しく、既存商店街は空き店舗や空き地が目立つようになり、事業所数や商品販売額が減少しています。

地域の生活利便性の維持、雇用の確保、交流人口の増加といった点において商業機能を維持することが不可欠であることから、駅周辺施設や観光関連施設の整備、町と商工会や商店街、観光分野との連携強化などにより、商業の魅力向上を図ることが求められ、一層促進していく必要があります。

エ 工業・企業誘致・情報通信産業

本町では、企業誘致奨励制度による企業誘致及び立地企業との連携強化などを通じて工業振興を推進してきましたが、経済のグローバル化や少子高齢化に伴う国内需要の縮小などにより、工業の事業所数は減少傾向にあります。

そのため、商工会及び企業連絡協議会との連携を強化し、立地企業の経営安定化を支援していくとともに、起業家への支援、特産品等を活用した新たな産業づくり、町内遊休地の把握及び関係機関との連携による企業誘致に向けた取組などを進める必要があります。

情報通信産業について町では、町内全域に大容量・高速通信の基盤となる光ファイバーケーブルの敷設を行い、事業者による情報通信サービスが提供されるなど、情報通信基盤の整備が行われてきましたが、町の全産業に占める情報通信産業の割合は極めて低い状況にあります。

今後、情報通信産業は、新たな雇用の創出が期待されるため、情報通信産業に関する事業者が進出しやすい環境を整備することが求められます。

オ 観光・レクリエーション

本町は、県立自然公園に指定された養老渓谷、麻綿原高原等の豊かな自然環境や、歴史的価値のある建造物が残る城下町、県民の森、ゴルフ場などのレクリエーション施設、タケノコに代表される特産品など、豊富な観光資源に恵まれています。

本町ではこれまで、町営駐車場の整備、街並み整備、観光センターなどの拠点整備、街並み案内人の開設及び体制強化、中房総観光ネットワーク協議会や外房観光連盟等による広域連携での観光PR、「道の駅 たけゆらの里おおたき」での他産業と連携した観光イベントの開催などの取組を実施してきました。

本町の人口が減少する中、観光振興による交流人口の増加は、商業・サービス業を中心とした産業の活性化、地元住民との交流機会の増加、新たな雇用の創出などにつながることが期待されます。

本町に多くの観光客を呼び込むためには、「大多喜町観光総合戦略」に基づき、官民協働のまちづくりを進め、ボランティアガイドの体制強化、観光拠点や商業・サービス事業所での人材育成、駐車場・公衆トイレ・案内板等のハード整備、他産業や周

辺地域と連携した情報発信や特産品の活用などに取り組むとともに、本町のシンボルである大多喜城の観光資源としての更なる活用について、関係機関と検討する必要があります。

公園や緑地、水辺は、憩いの場の提供や景観の形成、交流人口の拡大など、様々な役割を担っており、適切な整備・保全を図ることが求められます。粟又の滝めぐり遊歩道や葛藤の中瀬遊歩道など、本町の恵まれた自然と触れ合える施設については、町民のみならず町外の人の来訪も期待できるため、観光の振興に向けた活用も視野に入れて、関係機関と連携を図りながら、適切な改修・整備を進めが必要です。

多様化するレクリエーション需要に対応するためのアーバンスポーツ施設については、本町の新たな魅力の創出や、交流人口の拡大が期待されるため、関係団体と連携を図りながら、施設整備を行うことが求められます。

カ 雇用対策

本町では、人口減少が続いているが、若年層の町外への流出と出生率の低迷がその主因となっています。

若年層の転出を防止するとともにU I Jターンを促進するためには、雇用の場を確保することが重要であります。このため、各種産業振興施策と連携しながら、魅力ある雇用の場を創出し、雇用の安定と雇用機会の拡充を進めていく必要があります。

(2) その対策

農業

ア 昨今の米価低迷等により、生産者の意欲が低下しているため、農業生産基盤を維持・保全し、農業生産環境を良好にするとともに、農地の集約化を図り、農業経営の安定化を図ります。

イ 農業後継者の確保育成を図るとともに、U I Jターン者等の就農希望の掘り起しを行い新規就農者の育成に努めます。

ウ 各地域の実情に沿った「人・農地プラン」の実質化を推進することで、遊休農地の効率的な活用や農地集積の促進に努めます。

エ 県農業事務所や関係機関と連携のもと、技術指導や支援体制の強化を図るほか、ほ場の特性を踏まえた耕畜連携による土づくりを推進し、生産性の高いほ場づくりに取り組みます。

オ 町生産物のブランド化を推進するため、農畜産物の加工体制の充実や、既存加工特産品の生産拡大及び新たな加工特産品の開発を推進し、商品開発や高付加価値化の促進に努めます。

カ 既存の流通ルートの一層の充実を進めるほか、都市交流センター「道の駅 たけゆらの里おおたき」や養老渓谷観光センター「山の駅 養老渓谷 喜楽里」をはじめ、民間事業者等との連携を強化し、地場産品の消費拡大を推進し、町内における流通・販売体制の拡充に努めます。

キ 農林産物へ被害をもたらす有害鳥獣の対策については、猟友会等と連携した被害防止対策に取り組むとともに、鳥獣被害対策実施隊を中心とした地域ぐるみで対策の推進を図ります。また、猿害対策として群れごとの行動を把握することにより群れごとの捕獲に取り組みます。

ク 山ビル等の対策については、生息地域拡大の要因となる動物（シカ・イノシシ等）の積極的な捕獲と山ビル等の生息しにくい環境の形成を図ります。

林業

ア 森林所有者の意向確認を段階的に進め、森林所有者の合意形成を図りながら、森林環境譲与税を活用し、森林整備を推進します。

イ 森林組合等との連携により計画的な森林施業を行い、森林の保全、水源のかん養機能の維持や災害に強い森林整備に努めます。

ウ 森林の資源を有効に活用するため、木質資源の活用方法について調査・研究を進めるとともに、地域おこし協力隊の任用など新たな林業の担い手育成にも取り組みます。

エ タケノコやシイタケ等の特用林産物について、生産振興を図るため情報発信を強化し、竹を活用した特産品の開発・育成を図り、特用林産物の更なるブランド化に努めます。

商業

ア 大多喜城下商店街においては、街並み整備事業の見直しやポケットパークの修復を進め、より効果的な商店街の環境整備を行うことにより、商店街の魅力向上を推進します。

イ 中野商店街においては、観光施設と一体となった中野駅周辺の環境整備を目指します。

ウ 多様化する消費者ニーズへの対応や新しい消費者を獲得するため、地域通貨の導入によるプレミアム商品券の電子化やインターネットの活用などにより商業経営の近代化を図ります。

エ 商工会と連携し、人材育成、経営支援等を行うことにより、商業団体及び小規模事業者の育成・強化を目指します。

工業・企業誘致・情報通信産業

ア 商工会及び企業連絡協議会と連携し、経営及び操業環境の安定化に向けた支援などにより、既存企業の体質強化を図ります。

イ 工業用地として活用できる遊休地の調査及び企業の求めるニーズの把握に努め、企業の誘致を目指します。

ウ 国、県等の産業開発支援制度の周知、活用促進に努め、遊休地や森林・竹林等の地域資源等を生かしたバイオマス産業等新たな産業創出、特產品づくりを目指します。

観光・レクリエーション

ア 多様化する観光客のニーズに対応するため、駐車場や公衆トイレなどの充実・整備を図ります。

イ 本町のシンボルであり観光拠点でもある大多喜城は、関係機関との協議や周辺観光施設との連携により、観光資源としての魅力の向上に努めます。

ウ 街並み整備について、住民との連携・協働により事業の見直し等を行い、より効果的な整備に努め、観光客の更なる誘客を目指します。

エ モミジの植樹を推進し、老川地区や西畠地区の観光・レクリエーション拠点の充実・整備に努めます。

オ 近隣市町村、県観光協会、中房総観光推進ネットワーク協議会、外房観光連盟等との広域連携による観光情報の発信に努めます。

カ 大多喜お城まつり、さくらまつり、もみじまつりなど、魅力あるイベントの開催を観光関連団体等との協働で推進することで、房総地域を代表する祭りとしての地位を確立し、地域の活性化を図ります。

キ ホームページや観光パンフレットを充実させるほか、老朽化した看板の修繕や新たな看板の設置により、効果的な情報発信とPR活動の強化を図ります。

ク 独自のイベントやおもてなし活動（ボランティア活動）に取り組む団体や個人に対する支援の充実に努めます。

ケ 「道の駅 たけゆらの里おおたき」や「山の駅 養老渓谷 喜楽里」等と連携を図り、たけのこフェア、もみじまつり等のイベントを充実させ、観光関連事業を推進します。

コ 外国人観光客による町内観光施設・宿泊施設の利用を促進するため、外国語標記による案内標識や観光パンフレットを整備するなど、外国人観光客に配慮した環境づくりを推進します。

サ 粟又滝めぐり遊歩道の延伸となる面白峡遊歩道の整備を推進し、養老渓谷の観光資源の魅力向上を図ります。

シ 災害により通行止めとなった中瀬遊歩道に、養老渓谷の自然と触れ合える新たなルートを整備し、観光資源の魅力向上を図ります。

ス アーバンスポーツ等に対応した施設を整備・運営し、交流人口の拡大及びアーバンスポーツの振興を図ります。

雇用対策

企業誘致等の施策の推進を図り、企業の誘致や規模拡大を推進し、雇用機会の確保を図ります。また、ハローワークや企業連絡協議会、商工会等と連携した就職求人情報の提供やU.I.Jターンを推進する事業等を活用し、事業者の採用活動の支援等を行うことにより、地元就職やU.I.Jターンを促進します。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展促進施策区分	事業（施設）名	事業内容	事業主体	備考
2産業の振興	(1)基盤整備 農業 林業	土地改良関係団体事業 町有林管理事業	町	
	(4)地場産品の振興 加工施設	味の研修館管理運営事業 農村コミュニティセンター管理運営事業	町	
	流通販売施設	都市交流センター管理運営事業	町	
	(7)商業 その他	ポケットパーク修繕事業 街並み整備事業 小さな拠点事業	町	
	(9)観光又はレクリエーション	観光施設管理事業（看板・トイレ） 観光施設整備事業（駐車場） 観光施設整備事業（トイレ） 面白峡遊歩道整備事業 中瀬遊歩道整備事業	町	

		アーバンスポーツ施設整備・運営事業	町	
(10)過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	多面的機能支払交付金事業 「集落単位で農地及び施設の環境維持・保全を行う活動組織に対して支援を行い、環境保全及び耕作放棄地の抑制を図る。」		活動組織	
	中山間地域等直接支払交付金事業 「農業生産条件の不利な中山間地域において、集落単位で農地及び施設の環境維持・保全を行う協定を締結した農業者等に対して支援を行い、環境保全及び耕作放棄地の抑制を図る。」		協定を締結した農業者等	
	環境保全型農業直接支払交付金事業 「化学肥料・化学合成農薬の軽減を行う組織に対して支援を行い、地球温暖化防止や生物多様性の保全を図る。」		當農組織	
	農業次世代人材投資事業 「就農希望者や新規就農者に対する資金を交付し、次世代を担う農業者の育成・確保を図る。」		就農希望者及び新規就農者	
	有害鳥獣駆除対策事業 「有害鳥獣の捕獲の実施や防護柵の設置を行い、農作物への被害及び當農意欲の減衰防止を図る。」		有害鳥獣対策協議会	

	商工業・6次産業化	経営改善普及事業及び地域総合振興事業 「事業資金の融資を受けた場合の利子補給を行い、経営改善・近代化等を図る。また、プレミアム商品券の発行を行い、個人消費の喚起を促し、町内商工業者の振興と経営基盤の充実を図る。」	町及び商工会	
	観光	地域通貨事業 「町内で使用できる地域通貨の導入により、決済を電子化(キャッシュレス化)し、地域経済の活性化及び商業経営の近代化を図る。」	町	
		観光振興事業（モミジの植樹） 「モミジの植樹を推進し、老川地区や西畠地区の観光・レクリエーション拠点の充実・整備を図る。」	町	
		観光推進広域連携事業 「近隣自治体等と連携し、観光情報の発信や観光バスの運行、観光ボランティアの育成を行い、広域的な観光振興を図る。」	町	
	企業誘致	観光関連団体補助事業 「観光関連団体が行う祭り・イベント等に対して補助金を交付し、魅力あるイベントの開催を図る。」	観光関連団体	
		企業の誘致及び雇用促進事業（事業所設置奨励金、雇用促進	町	

		<p>奨励金)</p> <p>「町内に新設、増設又は移設する事業者に対して支援を行い、産業の振興と雇用の促進を図る。」</p> <p>空き家等を活用した起業支援事業</p> <p>「町内の空き家を活用して起業を行う個人に対して支援を行い、産業の活性化及び発展を図る。」</p> <p>就職情報案内事業</p> <p>「町内の企業情報に関する案内を近隣高等学校等に行い、地元就職の促進と事業者支援の推進を図る。」</p>	町	
	その他		町	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進地域	業種	計画期間	備考
大多喜町全域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等	令和3年4月1日～令和8年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)その対策、(3)事業計画のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

「大多喜町公共施設等総合管理計画」では、施設類型別の管理に関する基本方針を以下のとおりとしています。

施設類型	施設類型別の管理に関する基本方針
町民文化系施設	農村コミュニティセンターなど今後更新に多くの経費が必要と見込まれる施設については、その機能やニーズなどを勘案し、更新等の優先順位を付けて対応していきます。
産業系施設	都市交流センター及びその他観光施設は、観光客の満足度維持のために、建物の不具合などは極力利用者の目に留まらないよう、予防保全的な管理を目指します。
公園	公園の公衆便所は、不具合の早期発見と早期修繕を通じ、長寿命化を図るとともに、老朽化が著しい場合は更新を行います。

本計画についても、上記に掲げる施設類型別の管理に関する基本方針と整合性を図りながら健全で持続可能な行財政運営を前提とした過疎対策を推進します。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

情報化の推進

本町では、町内全域に光ファイバーケーブルを敷設し、事業者により情報通信サービスが提供されています。今後は更なる加入者の増加を図るとともに、この情報通信サービスが有効に活用されることが求められます。

また、平成20年から防災行政無線の供用を開始しており、戸別受信機の配備に加え、屋外放送施設を設置しています。移動系の防災行政無線についてデジタル化の更新が完了し、固定系の防災行政無線についても維持・管理をする必要があります。

(2) その対策

情報化の推進

ア 光ファイバーケーブルによる、情報通信サービスの加入率向上に向けた取組を推進します。

イ 防災行政無線設備については、定期的なメンテナンスを行うなど適正な維持・管理に努め、固定系システムの改修については、費用対効果に留意しながら計画的に取り組みます。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業（施設）名	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1)電気通信施設等情報化のための施設 防災行政用無線施設 ブロードバンド施設	防災行政無線維持管理事業 地域情報通信基盤整備事業	町	
			町	

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 交通施設

本町の道路網は、令和2年4月1日現在、国道2路線、県道8路線、町道522路線で構成されています。富津市から君津市を経ていすみ市に至る国道465号が東西軸を形成し、市原市から勝浦市に至る国道297号が南北軸を形成しています。平成25年に首都圏中央連絡自動車道・市原鶴舞インターチェンジの供用が開始されるなど、神奈川県や東京都からの交通アクセスが改善され、この効果を本町経済の活性化に生かすためには、国道297号や国道465号等の幹線道路の整備充実が不可欠です。

町道については、幹線道路との連携や安全性・利便性に配慮した整備計画に基づき、計画的に整備を進めることができます。町内道路網の整備に取り組む際は、住民の状況やニーズを十分に考慮するとともに、道路インフラの老朽化に伴い維持修繕経費の増加が見込まれることから、長寿命化の観点を踏まえた対応が必要となります。

イ 交通手段

本町の公共交通機関として、いすみ鉄道と小湊鉄道が横断し、外房と内房を結ぶとともに、民間事業者による路線バスが運行しているほか、高速バスが東京湾アクアライン経由で本町と東京とを結んでいます。また、町では、福祉タクシー事業や外出支援サービスを実施しているほか、デマンド型乗合交通を運行しており、町民の移動手段として活用されています。

こうした、交通機関は住民生活や経済活動の基盤となるものですが、本町の交通の便に対する住民の満足度は著しく低い状況であり改善が求められます。

いすみ鉄道や路線バスについては、少子高齢化や人口減少、自家用車の普及により利用者の減少が続いていることから、厳しい経営状況にあるため、引き続き利用者増加に向けた取組や路線維持に向けて支援が求められます。

また、首都圏中央連絡自動車道の整備が進展し、本町と都心との時間距離が短縮されたことから、これを追い風に高速バスの利便性を向上させ、人口の流出抑制や定住・交流人口の流入促進につなげていくことが必要です。

(2) その対策

交通施設

ア 国・県道の未整備区間について、関係自治体・機関と連携を取りながら、早期整備を関係機関に積極的に要請していきます。

イ 住民からの要望等も踏まえ、全町的な道路整備計画に基づき、町内道路網の整備を計画的に推進します。

ウ 橋梁やトンネル等の重要構造物について、予防的な修繕による長寿命化や計画的な更新に取り組むことにより、維持・管理経費の縮減を図るとともに安全性・信頼性を確保します。

エ 集落内の未整備路線の計画的な整備に向け、関係地区内の合意形成と用地提供の促進を図ります。

オ 集落内道路の維持・管理については、地域との協働により維持・管理を推進するとともに、幹線道路における維持・管理については、隣接土地所有者の協力を得ながら進めます。

交通手段

ア 関係機関と連携しながら、公共交通機関を支援し、その維持に努めるとともに、少子高齢化や地域人口の減少を考慮し、地域の現状に応じた公共交通対策を実施します。

イ 首都圏中央連絡自動車道や東京湾アクアラインを経由する高速バスについて、利便性の向上を図り、通勤・通学のための利用や観光目的による利用を促進します。

ウ 既存の公共交通機関や行政による各種移動サービスの有用性を評価・検証するとともに、交通事業者との連携のもと、地域の状況や住民ニーズに対応した町内の総合交通体系の整備を推進します。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展促進施策区分	事業（施設）名	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路	町道大中西線改良事業 L=360m W=5.0～5.5m	町	
		町道船子東前線改良事業 L=370m W=6.5～7.5m	町	
		町道増田小土呂線改良事業 L=2,150m W=8.5m	町	
		町道新坂泉水線改良事業 L=405m W=4.0m	町	
		町道川畑下線改良事業 L=60m W=4.0m	町	
		町道紙敷南向線改良事業 L=150m W=4.0m	町	
		町道大戸立脇線改良事業 L=100m W=4.0m	町	
		町道三条大塚線改良事業 L=150m W=4.0m	町	
		町道泉水環状線改良事業 L=150m W=4.0m	町	
		町道船子峯之越線改良事業 L=500m W=5.5～7.5m	町	
		町道湯倉西部田線改良事業	町	

		L=1,100m W=5.5～7.0m 町道鍛冶住宅内岡台線改良事業 L=200m W=5.5～7.0m	町	
		町道小苗牛畠線改良事業 L=150m W=3.5～4.0m	町	
		町道板谷上線改良事業 L=350m W=3.5～4.0m	町	
	橋りょう	橋梁長寿命化事業（堀切橋、前堀橋、折倉橋、梅ノ木橋、白山橋、塩渕橋）	町	
	その他	町道維持管理事業（方丈谷トンネル修繕、共榮トンネル修繕、宇野辺トンネル修繕）	町	
		町道維持管理事業（西部田トンネル修繕、沢向トンネル修繕、塚越隧道修繕、筒野上トンネル修繕、宇野辺トンネル修繕、向山トンネル修繕）	町	
	(2)農道	基幹農道川畑平沢線（農道保全・橋梁耐震化） L=2,914m W=6.0m	町	
		基幹農道平沢田代線（農道保全・橋梁耐震化） L=2,180m W=6.0m	町	
	(9)過疎地域持続的発展特別事業			

	公共交通	<p>町内バス路線維持助成事業 「町内を運行する不採算路線バスに助成金を交付し、運行維持を図る。」</p> <p>デマンド型地域交通運行事業 「交通不便地域で、デマンド型地域交通の運行を行い、交通利便性の向上を図る。」</p> <p>臨時バス運行事業 「日曜祝日の上総中野・栗又間に、臨時バスを運行し、観光及び生活路線としての利便性確保を図る。」</p> <p>路線バス運行維持事業 「本町と近隣市町村の間を運行する不採算路線バスに助成金を交付し、運行維持を図る。」</p> <p>高速バス通学費補助金 「勝浦・東京間の高速バスの利便性向上及び通学者世帯の負担軽減のため、回数券購入費用を補助し、定住化の促進を図る。」</p>	交通事業者 町 町 交通事業者 町	
--	------	---	-------------------------------	--

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「大多喜町公共施設等総合管理計画」では、施設類型別の管理に関する基本方針を以下のとおりとしています。

施設類型	施設類型別の管理に関する基本方針
道路	道路は、認定路線の見直しを検討するとともに、現状の維持管理の仕組みを維持しつつサービスが滞らないよう努めます。

	道路の新規整備（新設改良）は予定しておらず、既存の道路の補修、管理に努めます。
橋梁	橋梁は、認定路線の見直しを検討するとともに、新規整備は行わず、現状の維持管理の仕組みを維持しつつサービスが滞らないよう努めます。

本計画についても、上記に掲げる施設類別の管理に関する基本方針と整合性を図りながら健全で持続可能な行財政運営を前提とした過疎対策を推進します。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道施設

本町の水道は、面白浄水場は養老川を、横山浄水場は地下水を、大多喜配水場及び八声浄水場は南房総広域水道企業団からの受水を水源としており、水道水を安定的に供給する体制が整っています。

人口の減少や節水意識の高揚等により水の需要が減少し、給水収益が減少しています。一方、老朽施設の更新には、多額の経費が必要です。また、平成12年に南房総広域水道企業団からの受水が始まり、5か所あった浄水場のうち3か所を廃止しましたが、廃止した施設すべての取り壊しには至っておらず、今後の経営状況を見ながら、当該施設の解体や除去を行わなければなりません。これらに対応するためには、有効率向上の取組等により、一層の経費削減、収益増加に努め、健全で効率的な事業運営を実施する必要があります。

上水道未普及地域については、上水道区域内との格差を是正するため補助金による支援を行っていますが、制度の活用について住民へ周知する必要があります。

イ 下水処理施設

汚水処理については、「大多喜町汚水適正処理構想」に基づき、合併処理浄化槽の設置を推進する必要があります。合併処理浄化槽の設置については、関係機関と連携し今後も広報紙やホームページ等を活用し、補助制度の更なる周知を図っていきます。

し尿については、夷隅環境衛生組合による広域連携により収集・処理体制の維持を図るとともに、浄化槽設置者に対し適正な維持・管理を指導していくことが必要です。

ウ 廃棄物処理施設

本町では、可燃ごみはいすみ市に焼却処理を委託しており、分別収集品目については、「ごみ収集カレンダー」と「ごみの正しい出し方」を配布し、町民の協力を得て分別収集した上で大多喜町環境センター等において資源化を図っています。

ごみの処理には多額の経費がかかるのに加え、環境負荷低減の観点からも、住民や事業者、行政といった各主体が、ごみの減量化・資源化に向けて、より積極的な取組を進めていくことが求められます。

一方、夷隅郡市広域市町村圏事務組合で進められていたごみ処理施設の建設中止が決まったことから、今後のごみ処理施設の在り方の検討や、災害ごみの仮置場の設置を進めていく必要があります。

エ 火葬場

故障や不具合で休止することができない施設であることから、共同運営するいすみ市（旧夷隅町）と連携を図りながら、適正な管理をしていく必要があります。

また、既存火葬炉設置時に比べ大型化する現代人の体格に合わせ、火葬炉の入れ替えが求められていますが、施設の供用開始から30年以上が経過していることから炉の入替えを検討する場合は、炉の入替えだけでなく施設の建替えも視野に入れた検討が必要となります。

オ 消防施設

本町では、夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部及び勝浦消防署大多喜分署が設置されているほか、八声地先にドクターへリ専用の離着陸場が整備されています。こうした、常備消防・救急体制は、本町の消防及び防災施策の基盤となるものであり、適切に維持・運営していくことが求められます。

一方、核家族化や若年層の流出、個人の価値観の多様化が進む中で、地域において人と人とのつながり、助け合いながら地域をより住みやすくしていくこうとする地域社会の機能が低下しています。地域の防災体制の要である消防団は、従来の地縁に基づく団員確保が難しくなっているほか、日中、活動できる消防団員の不足や幹部役員の後継者不足等が問題となっているため、消防団機能を維持しつつ、組織の再編を進めしていく必要があります。

カ 防災・防犯

近年、地球温暖化に伴う気候変動により、台風の大型化、集中豪雨や暴風による被害が全国的に多発しているほか、今後30年以内に発生すると推定されている首都直下地震等、本町における大規模災害の発生リスクは高くなっています。

大規模災害時等に重要な役割を果たす自主防災組織については、令和2年度末で22団体となり人口カバー率は30%となりましたが、設立の促進が求められています。

また、崩壊のおそれのある急傾斜地への対策、土砂災害危険か所への対策及び近隣住宅へ影響を及ぼすおそれのある空き家への対策を推進していくことが必要です。

防犯については、犯罪抑止力の向上を図るため、関係機関と連携のもと、防犯知識の普及や防犯意識の啓発、地域防犯環境の見直しや整備等の取組を推進していくとともに、高齢者を狙った特殊詐欺については手口が巧妙化してきていることから、被害抑制のため継続した対策を講じることが必要です。

キ 公営住宅・宅地

本町では、平成8年以降、町内6か所に宅地を整備し、令和3年4月1日現在83

区画が分譲済みですが、未分譲区画があることから、住宅建設や住宅取得に関する支援制度の利用促進を図り、早期に分譲を完了させることが求められます。

町営住宅については、老朽化が進んでおり、計画的な維持・管理に努めるとともに長寿命化を図ることが必要です。

ク その他関連施設

本町において、ガソリンや灯油は、住民生活に不可欠の物資であるが、近年の人口減少とともに販売事業者の努力だけでは供給網の維持が難しくなりつつあり、今後、給油所の廃業や撤退等により、ガソリンや灯油を身近で入手することが困難となるような事態が生じないよう、安定供給の仕組みを考える必要があります。

(2) その対策

水道施設

ア 水道水の安定供給のため、今後も現有水源の保全及び南房総広域水道企業団からの計画的な受水に努めるとともに、有効率の向上により効率的な配水を目指します。

イ 建設から50年が経過している面白浄水場の更新を計画的に実施するとともに、ほかの老朽化した施設及び配水管の整備を効率的に進めため、現状を把握し、施設更新・耐震化計画を策定することにより計画的な整備を推進します。

ウ 経営内容の見直しを推進するとともに、より一層の経費削減、経営合理化・効率化、未収金収納率の向上を図り水道事業の健全運営に努めるとともに、アセットマネジメント（資産管理）により、水道資産の効率的な維持・管理、更新を実施します。

エ 関係機関との連携のもと、水質検査や浄水処理の充実など水質管理体制の強化を図り、安全で良質な水の供給に努めます。

オ 上水道未普及地域に対する生活用水供給施設の設置及び施設改修支援制度の活用促進を図り、上水道区域世帯との格差是正に努めます。

下水処理施設

ア 「大多喜町汚水適正処理構想」に基づき、引き続き合併処理浄化槽の設置促進を図ります。

イ し尿処理・収集体制については、夷隅環境衛生組合による広域連携により維持に努めます。

ウ 県や、関係機関と連携を図りながら、広報紙やホームページによる周知を推進し、浄化槽設置者に対し適正な維持・管理を指導します。

廃棄物処理施設

ア 広報やホームページ、防災行政無線を通じた情報発信や各種団体の会合時における啓発活動等により、ごみの排出抑制・再利用・再生利用に対する意識の高揚を図ります。

イ ごみの戸別回収の地区の見直しを推進するとともに、引き続きごみ処理体制の整備と分別の徹底に努めます。また、広域ごみ処理施設の建設が中止となったことから、ごみ処理施設のあり方について検討します。

ウ 災害ごみ仮置場の設置に向け、位置、規模、内容等を検討し、設置促進を図ります。

火葬場

いすみ市と連携のもと、斎場の計画的な維持・管理と効率的な運営に努めます。

消防施設

ア 広域連携により整備が完了した常備消防・救急体制について、連携する自治体との協力のもと、適切に維持・運営します。

イ 消防団は、消火活動だけでなく、防災体制の中核的存在として様々な活動を担っています。このため消防団活動について消防団員の意向を把握した上で負担の軽減を図り、消防団員の確保に努めるとともに、消防施設及び消防機材の計画的な更新、適正な維持・管理に努めます。

防災・防犯

ア 広大な面積を有する本町において、大規模災害発生時には公的支援（「公助」）が入るまでは相当な時間を要するため、「自助」、「共助」の考え方を浸透させるために町民の参加する防災訓練を継続して実施するとともに、自主防災組織の設立を推進するなど、地域防災力の向上を図ります。

イ 地域の実情に合った安全で身近な避難場所や備蓄品を整備するとともに、感染症などの緊急事態措置に対応した避難所運営に努めます。

ウ 土砂災害危険か所として抽出された地域について、土砂災害警戒区域についての周知や警戒避難体制の整備に努めます。

エ 苦情や要望等のある管理されていない空き家及び周辺環境に対し、環境保全としての空き家対策を実施します。

オ 高齢者を狙った「電話 de 詐欺」についての意識の啓発を図るとともに、特殊詐欺対策電話機の購入費用の助成を継続します。

カ 各地区から寄せられる防犯灯新規設置要望に対して、現地確認をするとともに通学路については、「大多喜町通学路安全対策協議会」に諮り、適正配置に努めます。

公営住宅・宅地

ア 各種支援制度の周知や民間活力の活用により、未分譲地の販売促進を図ります。

イ 住環境の拡充を効果的かつ効率的に進めるため、若者の定住化に向けた住宅や宅地の整備を推進するとともに、民間事業者が実施する分譲地について、事業者との協働による整備を講ずることにより住宅地の確保に努めます。

ウ 老朽化が進む町営住宅は、交換時期を迎える施設・設備等について、計画的な修繕・改修を施すことにより長寿命化を図ります。

その他関連施設

給油所は自動車用の燃料だけでなく、暖房用の燃料供給拠点でもあります。特に配達に頼る高齢者等、冬期における生活環境への影響は大きいと考えられ、地域の活力を失わせないためにも、生活インフラの不足と一体で対応を考え、給油所の維持に取り組みます。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業（施設）名	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(2)下水処理施設 その他 (4)火葬場 (5)消防施設 (6)公営住宅 (7)過疎地域持続的発展特別事業 生活 防災・防犯	合併処理浄化槽設置整備事業 斎場無相葬管理運営事業 消防機械器具整備事業 町営住宅管理事業 水道未普及地域対策事業 「上水道未普及地域において、給水施設の整備に関する費用を補助し、飲料水等の安定的な確保を図る。」 上水道高料金対策事業 「水道事業に対して補助金を交付し、他の水道事業との料金格差の縮小を図る。」 地域防災対策事業 「防災訓練の実施や自主防災組織の設置に対して助成を行う。また、災害時の対応訓練として防災訓練を実施し、自主防災組織の育成と住民の防災意識の高揚を図る。」	町 町及びいすみ市 町 町 町 町 町 町	

		<p>防犯対策事業（特殊詐欺対応電話購入補助・防犯灯）</p> <p>「特殊詐欺対策電話機の購入に対して補助金を交付し、高齢者を狙った特殊詐欺の被害防止を図る。また、夜間における犯罪や事故を未然に防ぐため防犯灯を設置する。」</p> <p>空き家対策事業</p> <p>「適正な管理がされていない空き家及び周辺環境の改善を行い、住民の生活環境の保全とともに、空き家の活用促進を図る。」</p>	町	
--	--	--	---	--

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「大多喜町公共施設等総合管理計画」では、施設類型別の管理に関する基本方針を以下のとおりとしています。

施設類型	施設類型別の管理に関する基本方針
その他	斎場は、建物調査の結果を基に長期修繕計画を策定し、それに従って適切に維持管理することで、施設の長寿命化を図ります。
公営住宅等	町営住宅は、大多喜町町営住宅長寿命化計画に沿って、着実な修繕を行い、長寿命化を図ります。

本計画についても、上記に掲げる施設類型別の管理に関する基本方針と整合性を図りながら健全で持続可能な行財政運営を前提とした過疎対策を推進します。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 子育て環境の確保

核家族化の増加や地域のつながりの希薄化などにより、祖父母や地域住民から子育てに対する支援を得ることが困難な状況になるなど、子育て環境は大きく変化しており、地域の実情に合わせて子育て支援施策を充実していくことが求められています。

本町では、保育園入所に係る待機児童を発生させることなく保育の需要に対応してきたのに加え、地元大学と連携した英語教室を実施するなど、特色ある保育を展開してきましたが、子育て世代からは、更なる保育内容の充実や病時病後児保育などの保育サービスの提供が求められています。

また、子育て家庭に対する経済的支援や育児不安の解消に向けた様々な取組を継続的に実施し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進していくことが求められるほか、子育て世代からは、町内に小さい子どもの遊べる公園が欲しいという要望が多いことから、子どもが遊べる公園などの整備を進めが必要です。

イ 母子保健対策

母子保健については、子育て世代包括支援センターの機能を生かし、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を行う必要があります。

また、支援が必要な家庭が増加しているため、関係専門機関との連携により、個々の状況に応じた適切な支援を行っていくことが求められます。

ウ 高齢者の保健と福祉

本町では、急速な高齢化が進んでおり、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年には、高齢化率は48.6%に達する見込みです。また、高齢者数や要介護者数は、令和7年までは増加を続けることが予想されています。

そのため、高齢者がいつもまでも住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、高齢者のニーズに対応した高齢者保健福祉施設の確保や介護予防事業の推進体制の充実、地域において助け合い支え合う環境づくり等を推進していく必要があります。

一方、明るく活力に満ちた高齢社会を築くためには、高齢者の健康づくりを推進することにより、健康寿命の延伸を図ることが必要です。さらに、公共施設等のバリアフリー化を普及・推進するとともに、高齢者の社会参画活動や生きがいづくりを促進していくことが求められます。

エ 障がい者の保健と福祉

本町における障がい者数の推移は、精神障がい者については増加傾向にあるもの

の、知的障がい者については横ばい、身体障がい者については減少傾向にあります。

本町では、民間事業者の協力を得ながら障がい者（児）が日中活動を行う事業所の拡充や療育・発達支援の体制強化など、障がい者施策の充実に取り組んできました。

しかしながら、障がい者は、年齢や障がいの重さ、部位、生活状況などが様々で、一人ひとりが多種多様な支援ニーズを持っていることから、誰もが地域でいきいきと安心して暮らせるまちづくりに向けては、まだ十分とは言えない状況です。

障害者総合支援法の「入所等から地域生活への移行」の指針に沿った環境づくりをより一層進めていく必要があり、障がい者や家族等が必要とする情報の収集・提供や相談体制の整備、障がい者の就労促進に向けた企業等への啓発活動、障がいの早期発見・早期治療の推進等に取り組むことが求められます。

また、乳幼児期においては、関係機関と連携しながら、母子保健事業や子育て支援事業を通じて、疾病や障がいの予防や早期発見に取り組んでいくことが必要です。

(2) その対策

子育て環境の確保

ア 多種多様化する保育ニーズに対応した一定の保育サービスを提供するとともに、今後も職員の知識や能力の向上を図り、保育サービスの向上を図ります。また、病児病後児保育を実現するため、医療機関との連携協議を進めます。

イ 英語教育の継続的な実施に加え、サッカー教室やリトミックなどを取り入れる等語学力と体力の向上を図り、幼児期からの学習機会拡大に努めます。園外保育を積極的に実施し、様々な人との交流や体験を通じて、自ら考え、判断し、表現することのできる人間性豊かな子どもを育むことを目指します。

ウ 子育て家庭の経済的負担の軽減に向けてニーズを把握しながら引き続き支援を行うとともに、出産祝金制度に加え、子どもの入学時など成長の節目に合わせた支援に努めます。

エ 地域子育て支援センターで、子育て相談や支援、親の育児力の強化など、育児不安の解消に向けた様々な取組を継続的に実施し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを図ります。

オ 放課後児童クラブについては、利用者のニーズが年々高まっており、施設の確保を進めるとともに、実施に際しての安全や指導員の確保に努め、利用者へのサービスの向上や経費削減を図るため、民間委託などを含めた運営体制の見直しを図ります。

カ 支援が必要な家庭に訪問を行うとともに、関係機関と連携し、子どもの見守りを強化することで、児童虐待を防止します。

キ 子育て世代からの要望が多い、小さい子どもが遊べる公園については、規模や設置する遊具の種類等を検討し、公園の整備に努めます。

母子保健対策

「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行います。また、子育て世代包括支援センターの総合的相談支援の機能を発揮し、特に支援が必要な家庭には関係機関と連携し、個々の状況に応じたきめ細かい支援を実施します。

高齢者の保健と福祉

ア 高齢者のニーズの高いサービス等については、近隣施設等の状況を踏まえながら高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づきサービスの充実に努めます。

イ 地域包括支援センターの職員のスキルアップを図るとともに、現在実施している介護予防事業について事業効果等を毎年検証し、より効果を高められるよう取り組みます。

ウ 地域やボランティアによる高齢者支援体制の確立に向けた取組を推進していくとともに、新たにボランティア活動に参加する人材の育成に努めます。また、介護サービスを提供する人材の確保については、県の人材確保事業の周知について町内の事業者等へ情報発信を行い、サービスを提供する人材の確保に努めます。

エ 高齢者健診の受診観奨を強化するとともに、生活不活発によるフレイルを予防するための健康づくりを介護予防ボランティアと協働して行い、健康寿命の延伸を図ります。

オ シルバー人材センター登録者について、広く広報紙で周知し、確保に努め、登録者の状況を把握しながら、受注業務の拡充を図ります。また、老人クラブ活動を支援し、高齢者の生きがいづくりに努めます。

障がい者の保健と福祉

ア 障がい者の自立生活の継続、施設入所者や長期入院者の地域生活への移行促進を

図るため、障害者総合支援法による自立支援給付・地域生活支援事業や各種生活支援サービスなど、ニーズに応じた支援に努めるとともに、不足しているサービスの確保に努めます。

イ　すべての住民が互いに尊重し合い、障がいへの正しい理解を深めるため、多様な啓発活動やきめ細やかな相談支援を推進するとともに、障がい者の権利を擁護する仕組みづくりを進めます。

ウ　地域の子ども・子育て支援施設や療育機関、学校が連携しながら障がいの状況や特性、発達の状況等に応じ、一人ひとりの個性や可能性を伸ばす療育・教育の推進を図ります。

エ　企業等での雇用を積極的に促進し、障がい者の就労の拡大を図ります。また、企業等への就職が困難な人への福祉的就労機会の確保を図るとともに、障がい者が就労や通所を安定的に続けていくための生活支援に努めます。

オ　障がい者が地域で安心して暮らしていけるよう、関係機関や地域住民と連携しながら、医療、交通、防災、防犯などの面で障がい者への配慮に努めるとともに、障がい者にとって住みやすいまちづくりを進めます。

カ　障がい者一人ひとりの生活の質の向上や心身機能の維持・回復を図るため、疾病予防・健康づくり・医学的リハビリテーションの取組を促進するとともに、生涯学習活動やスポーツ活動、社会活動など幅広い活動への参加を促します。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業（施設）名	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	<p>保育園管理運営事業 「多種多様な保育ニーズに対応した一定の保育サービスを提供し、保育を必要としている子どもの健全な育成及び子育て支援の充実を図る。」</p> <p>特色のある教育の展開事業（保育園） 「保育園における英語教育を行うほか、スポーツや音楽等による情操教育による心身の発達を図る。」</p> <p>病児病後児保育事業 「病気や病気の回復期の子どもを、保護者が就労等により家庭で看護することができない場合に、一時的に預かることで、保護者の就労等の機会や安心して子どもを産み育てられる環境づくりを図る。」</p> <p>少子化対策事業 「新生児の養育者に出産祝金を支給することで、次世代を担う子どもの出産を奨励し、また、小学校入学時に入学祝金を支給することで、児童の健全な育成や福祉の向上とともに、定住</p>	町 町 町 町	

	<p>促進と町の活性化を図る。」</p> <p>子ども医療対策事業 「子どもの医療費を負担する保護者に対して助成を行い、子どもの保健対策の充実及び保護者の経済負担の軽減を図る。」</p> <p>ひとり親家庭等医療費等助成事業 「母子家庭の母及びその児童、父子家庭の父及びその児童に対し、医療費、調剤費及び診療・調剤報酬証明手数料について助成を行い、ひとり親家庭の父母等の福祉の向上を図る。」</p> <p>地域子育て支援センター運営事業 「未就園児とその保護者を対象に育児相談や育児指導等を行い、育児不安の解消や育児力の強化により、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを図る。」</p> <p>児童クラブ運営事業 「保護者が就労等により、昼間家庭にいない場合に、放課後の時間帯において子どもに適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全育成とともに、保護者の就労等の機会や安心して子どもを産み育てられる環境づくりを図る。」</p>	町	
--	--	---	--

	<p>子育て世代包括支援センター運営事業 「保健師による総合相談窓口により、妊娠期から育児期まで切れ目のない支援を行い、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを図る。」</p> <p>妊娠・出産包括支援事業 「産前・産後のサポートケアを行うとともに、妊婦や乳児の健診・検査、不妊治療を助成することにより、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを図る。」</p> <p>高齢者・障害者福祉 次期介護保険事業計画等策定事業 「介護保険に対するアンケート調査やニーズ調査等を行い、的確に介護需要を把握しながら、高齢者福祉施設の整備・充実を図る。」</p> <p>高齢者在宅生活支援事業 「外出支援サービスや緊急通報装置の貸与を行い、高齢者が地域の中で安心して生活できる環境づくりを図る。」</p> <p>社会福祉団体助成事業 「社会福祉協議会をはじめとする各種団体の活動に対して補助金を交付し、地域福祉活動の推進を図る。」</p>	町 町 町 町 大多喜町社会福祉協議会及び各種社会福祉団体 大多喜町老人
--	--	---

	<p>老人福祉団体助成事業 「老人クラブの活動に対して補助金を交付し、高齢者の健康づくりや生きがいづくり及び老人福祉の向上を図る。」</p> <p>地域福祉ボランティア事業 「地域福祉ボランティア団体が行う活動に対して補助金を交付し、高齢者福祉ボランティア活動の活性化を図る。」</p> <p>障害者福祉事業 「障がいのある者が自分で望む生き方を主体的に選ぶことで、自立した生活が送ができるよう支援を行い、障がい者福祉の向上を図る。」</p> <p>民生委員活動事業 「社会福祉の増進に努める民生委員児童委員の活動に対して補助金を交付し、地域福祉の推進を図る。」</p> <p>公園整備事業</p>	<p>人クラブ</p> <p>地域福祉ボランティア団体</p> <p>町</p> <p>大多喜町民生委員児童委員</p> <p>町</p>	
	(9)その他		

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

本町には医療機関として令和3年4月現在、病院が2か所、医院が4か所、歯科医院が3か所あるほか、近隣の医療機関としては、いすみ市にいすみ医療センター、勝浦市に塩田病院、市原市に千葉県循環器病センターがあります。

しかし、立地する地域に偏りがあるほか、町内には小児科、産婦人科の専門医療機関がなく、休日・夜間や災害時の体制も十分とは言えない状況です。このようなことから近隣市町村や関係機関と連携し、医療体制整備を進める必要があります。

急速に高齢化が進む中で、更に健康寿命を延伸していくためには、健康診査や各種疾患の検診の受診率の向上に努めるとともに、保険医療データの分析に基づいた、効果的な保険事業を展開する必要があります。また、住民の主体的な健康づくりへの取組も推進していくことが求められます。

感染症対策については、感染症予防知識の啓発を図り、感染症予防と早期対応に努めるなど、新たなウイルスによる感染症の対策なども必要となっています。

(2) その対策

ア 地域にある医療資源を最大限に生かし、町民の方々にとって必要な医療が受けられるよう、近隣市町村や関係機関と連携し、医療体制を整備します。

イ 健康寿命の延伸及び住民のQOLの向上のために、健（検）診の必要性を広く啓発するとともに、受診しやすく、メリットを感じられるような健（検）診を実施し、受診率向上を目指します。

ウ 健（検）診での検査結果や保健医療データを生かし、ターゲットを絞って生活習慣病の重症化予防を支援するとともに、地区集会所等に出向き、町民に広く生活習慣病予防のための知識の普及を行います。

エ 町民が主体的かつ継続的に健康づくりを実践できるよう、町民に健康増進活動を行う仲間づくりを促すとともに、組織化されたグループ等が円滑に活動できるよう支援します。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業（施設）名	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業 その他	<p>健康増進事業 「健康教育や健康相談、各種健（検）診を行い、町民の健康増進及び医療費の抑制を図る。」</p> <p>がん検診事業 「各種がん検診を行うとともに、受診促進のため一部の検診について補助を行い、疾病の早期発見早期治療による医療費の抑制を図る。」</p> <p>病院群輪番制負担金・休日在宅医負担金 「病院群輪番制・休日在宅医による夜間・休日の医療体制に関する負担金を支払い、地域医療体制の充実・確保を図る。」</p> <p>医療体制整備事業（国保国吉病院負担金） 「国保国吉病院組合の運営に関する負担金を支払い、地域医療体制の充実・確保を図る。」</p>	町 町 夷隅郡市広城市町村圏事務組合 国保国吉病院組合	

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

情報化の進展や技術の急速な進歩、グローバル化等により変化の激しい現代では、「生きる力」の育成がますます重要になります。今後は、安全・安心な生活・学習環境のもと、家庭との連携を図るとともに、地域の施設や人材を活用しながら、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む教育を、より一層充実させていくことが求められます。

また、子どもたちが町の歴史や文化に興味を持ち、郷土を愛する心が育つよう、資料の充実や積極的な情報発信に取り組むとともに、保育園から中学校までの英語教育の充実、いじめは犯罪であることの人権意識の啓発などを図ることが必要です。

さらに、G I G Aスクール構想の実現に向け、I C T等を利用したソサエティ 5.0 時代に対応できる教育環境を整備していくことが求められます。

学校施設においては、適切な施設の維持・管理に加え、施設ごとの個別施設計画の作成をすることで、長期的な視点を持って、更新や長寿命化等を着実に実行することが求められます。学校給食センターにおいては、安全で安心な給食の提供をしていくために、施設の老朽化や職員の雇用体制などを含め、今後の事業運営に取り組んでいく必要があります。

本町には、県立高校や大学及び付属中学校が設置されており、地域の教育拠点としてまちづくりや人づくりと密接に結びついていることから、これらの教育機関と連携した子どもの教育の推進が求められます。

一方、人口減少が進む中、県立高校を核とした地域との協働による高等学校教育改革推進事業の推進を図ります。

イ 生涯学習

町民が生涯にわたって生きがいをもって充実した人生を送っていくためには、誰もが学びたいときに容易に学びの場を得られる環境の整備が求められます。

本町では、生涯学習活動の拠点となる公民館や図書館の施設改修を進めるなど、生涯学習の環境づくりに努めてきたのに加え、各種団体の協力も得て、多様な生涯学習プログラムの企画・実施に取り組み、町民の生涯学習活動を促進してきました。

今後のまちづくりについては、地域コミュニティの活性化や住民と行政との協働の重要性が増していることから、生涯学習活動の更なる充実や生涯学習に関する情報の効果的な提供、活動団体の支援充実、図書館の機能強化を図るとともに、幼児から高齢者まで切れ目なく学習活動が展開されるような取組を推進することにより、得られた成果を地域に還元していくことが求められます。

近年の健康を取り巻く社会状況の変化とともに健康に対する意識が高まる中、町

民のスポーツを通じた健康づくりへの関心が高まっており、町民がスポーツをより身近なものとして実践できるよう、スポーツ活動に触れ合う機会を拡充する必要があります。

本町では、海洋センターや野球場、テニスコート、総合グラウンド等でスポーツ活動が行われているのに加え、学校施設を開放することにより、町民がスポーツに親しめる環境を整えてきました。

そのため、体育協会やスポーツ推進委員、スポーツ関連団体等と連携し、幅広い年代が参加できる各種のスポーツ教室や大会等を実施し、町民がスポーツ活動を実践する機会を提供していますが、今後も、スポーツ施設の維持・管理や指導者等の育成に努めることにより、スポーツ活動の基盤を充実させるとともに、スポーツ活動に取り組む人の裾野を拡大していくことが求められます。

(2) その対策

学校教育

ア グローバル社会を生きるための取組の一つとして、早い段階から英語に慣れ親しませてコミュニケーション能力の向上に努めるとともに、学習サポーター、特別支援教育支援員等を配置し、すべての児童生徒の基礎学力が確実に定着するよう努めます。

イ 道徳科の授業を中心として、学校行事や各教科の時間等、学校教育全体を通じて豊かな心を育成するとともに、児童生徒の基礎体力・運動能力や保健衛生面の意識向上を図り、健康的な生活習慣を身に付けます。

ウ ソサエティ5.0時代を生きる子どもたちに相応しい創造性を育む学びを実現するため、GIGAスクール構想に基づくICT教育の推進に努めます。

エ 図書館や体育施設など地域の施設と連携を図り、活用の充実に努めます。また、教職員が地域大学のALTと学習内容について共通理解を図り、英語力の向上に努めるとともに、学習サポーターなどの人材活用や学校施設管理においても、地域の協力をいただきながら推進します。

オ 家庭との連携や児童生徒の理解の向上を図るとともに、県教育委員会とも連携し、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーや夷隅地区不登校等児童生徒サポートセンター訪問相談担当教員、健康福祉課、児童相談所等との共通理解を図り、不登校児童生徒への支援を推進します。

カ 快適でゆとりある教育環境の充実をより図るため、引き続き学校施設の整備を推進します。また、新しい教育内容に即した教材、教具の整備充実に努めます。

キ 学校給食に係る衛生管理を一層強化するとともに、児童生徒の健康体質や栄養バランスに配慮した安全で安心な給食の提供に努めます。

ク 学校給食センターは、開設から約40年以上経過していることから、職員の雇用体制なども含め、将来的な当該施設の運営体制について見直しを図ります。

ケ 町内の高等学校においても、ネイティブな環境で学習できるよう、地域大学のALTを派遣し、保育園から小中学校そして高等学校へと継続した英語教育を推進するとともに、町や企業等との連携を図り、地域に根差した高等学校としてキャリア教育を充実します。

生涯学習

ア 住民ニーズを踏まえた学級・講座の内容により、学習活動のきっかけづくりや学習意欲の向上に向けた取組を進めます。

イ 生涯学習活動を行う各種団体やグループ等の自立と活動を支援することにより、学習活動の継続に努めます。

ウ 図書資料を適切に収集・保存・整理し、町民が利用しやすい図書館づくりに努めるとともに、蔵書のインターネット検索・予約システムの利用サービスの普及と機能強化に努めます。

エ 高齢化社会に対応した生涯学習施設の改修等を計画的に進め、誰もが利用しやすい生涯学習施設を目指します。

オ 指導者講習会等を実施し、指導者の育成を推進することにより、町民が適切な指導を受けられる基盤を整備し、スポーツ活動への参加者拡大を図ります。

カ 町民がいつでも快適に多様なスポーツ活動に取り組めるよう、各種スポーツ施設の機能強化や維持・管理、学校施設の開放を推進するとともに、利用促進を図ります。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業（施設）名	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設 校舎	学校施設管理事業（小・中学校施設改修）	町	
	屋外運動場	学校施設管理事業（グラウンド整備）	町	
	給食施設	学校給食センター管理運営事業（施設改修・修繕）	町	
	(3)集会施設、体育施設等 公民館	公民館管理運営事業	町	
	体育施設	海洋センター管理運営事業	町	
		海洋センター屋外施設管理運営事業	町	
	(4)過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	英語教育事業（小・中学校） 「グローバル社会への取組として英語教育を行い、英語力の向上を図る。」	町	
		I C T 教育事業（小・中学校） 「ICT 教育による個別最適化学習を推進するとともに、ICT 環境の整備を図る。」	町	
		教育振興事業（教材・教具） 「学習指導要領の改訂等による	町	

		<p>教材・教具の入れ替えを行い、児童生徒の確かな学力の育成を図る。」</p> <p>高等学校 大多喜高校支援推進事業 「町内の高等学校が、地域に根差したキャリア教育等を推進するための教育活動への支援を行う。」</p> <p>生涯学習・スポーツ 生涯学習推進事業 「住民ニーズに対応した各種講座等を行い、生涯学習活動のきっかけづくりや学習意欲の向上を図る。」</p> <p>図書館管理運営事業 「図書館における蔵書のインターネット検索・予約システムの普及と情報発信を行い、地域の読書活動の推進を図る。」</p> <p>保健体育振興事業 「スポーツ教室や大会の実施、指導者の育成を行い、地域住民の健康づくり、地域コミュニティの活性化を図る。」</p>	町	
--	--	--	---	--

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「大多喜町公共施設等総合管理計画」では、施設類型別の管理に関する基本方針を以下のとおりとしています。

施設類型	施設類型別の管理に関する基本方針
学校教育系施設	学校はこれまでと同様、不具合の早期発見と早期改善に努めます。

	給食センターは、新たな運用が開始されるまでの間、継続的に機能するよう日頃の点検や設備の計画的な修繕に努めます。
町民文化系施設	中央公民館の着実な更新等を実施し、町民へ継続的にサービスを提供します。
スポーツ系施設	B&G 海洋センターは、利用者の利便性や満足度を保てるよう、着実に大規模改修や更新を実施していきます。 旧小学校の体育館などは、町内のスポーツ施設のニーズと必要性などを踏まえ、老朽化した場合に更新するかどうかについて決めていきます。

本計画についても、上記に掲げる施設類型別の管理に関する基本方針と整合性を図りながら健全で持続可能な行財政運営を前提とした過疎対策を推進します。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町では、63の行政区ごとに自治会が組織されており、各区長が行政連絡員に委嘱され、町と住民との連絡調整に当たっており、旧町村単位における区長会活動に対し補助金を交付しているほか、集会施設の新築・改修等への助成を行ってきました。

このため、特に集落的課題については、相談や情報提供等の体制を整備し、集落支援員の配置により地区巡回や集落点検、地域課題の整理を行うなど住民自治活動を支援するとともに、地域おこし協力隊制度を活用して都市部からの優秀な人材を確保し、各分野における地域の課題等に地域住民との連携を図りながら従事することで、地域に新たな活力を生み出すとともに、町内での起業や定住に結び付けていく必要があります。

また、今後はコミュニティの意義や役割について啓発を図り、新たに転入してきた人にもなじみやすい環境を整備するとともに、住民によるコミュニティ活動に対するソフト面及びハード面の支援を継続的に行っていくことが求められます。

(2) その対策

ア コミュニティ意識を啓発し、町民同士の連帯感を育むことにより、自治会への加入やコミュニティ活動の活性化を促進するとともに、地域の状況を把握することができる体制を推進します。

イ コミュニティ活動施設の整備や活動に対する助成を実施することにより、コミュニティ活動が安定的に継続される基盤の整備を支援します。

ウ 地域づくりの人材として、都市住民を受け入れ地域おこし活動の支援や農林業の応援、住民の生活支援などの地域協力活動に従事してもらい、あわせてその定住・定着を図ります。

エ 集落住民の話し合いや協議を活性化するための支援機能の充実や人的支援のための制度の活用を図り、効率的で持続可能な集落機能をサポートする人材の育成を図ります。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業（施設）名	事業内容	事業主体	備考
9集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	<p>コミュニティ育成事業 「地域団体が行う集会施設の新築、増築、改修に対して補助金を交付し、地域コミュニティにおける活性化を図る。」</p> <p>地域おこし協力隊事業 「地域づくりの人材として、都市住民を受け入れ地域協力活動に従事してもらい、あわせてその定住・定着を図る。」</p> <p>定住化対策事業（集落支援員） 「集落住民の話し合いや協議を活性化するため、集落機能をサポートする人材の育成を図る。」</p>	町 町 町	再掲 再掲

1.1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本町では、これまで芸術・文化活動の拠点となる中央公民館の施設・設備の改修や、文化団体連絡協議会を中心に行っている文化祭への支援等により、町民が芸術・文化活動を実践する場や多様な芸術・文化に触れる機会の充実を図ってきました。

今後も、住民ニーズに応じて活動施設を整備充実させるとともに、町民が自らの活動成果を発表する場の拡充や文化行事への町民参加の促進等により、更なる芸術・文化活動の活性化を図ることが求められます。

また、少子高齢化が急速に進む中、本町の芸術・文化活動の担い手として期待される各種団体では、会員が高齢化するとともに会員数が減少している団体が多いことから、若年層の加入促進や指導者を中心とした後継者の育成が必要です。

本町には、県下有数の文化財が残されていますが、これを次世代に確実に継承していくために、町民と行政とが一体となって、適切な保護と保存に努めることが求められます。

また、文化財は、町民が郷土に対する誇りと愛着を創出するものであるとともに、観光客を引き付ける地域資源であることから、町の内外に効果的に発信し、戦略的に活用していく必要があります。

千葉県立中央博物館大多喜城分館については、県が令和2年度に策定した「千葉県立博物館の今後の在り方」により、地元町における有効活用に向けた協議を進めるとの方針が示されていることから、その進捗も踏まえながら、重要な文化資産、また貴重な地域資源として幅広い保護・活用が求められます。

(2) その対策

ア 文化団体連絡協議会を支援することで、文化祭等のイベントを支援し、活動の充実を図ります。

イ 無形文化財保存団体の育成及び後継者確保の支援を行い次世代への継承を図ります。

ウ 文化財を適切に保護・保存するとともに、地域資源としての活用を図ります。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業（施設）名	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(2)過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	<p>文化団体活動支援事業 「文化団体の活動の維持や拡大に対して補助金を交付し、芸術文化及び伝統芸能の振興を図る。」</p> <p>文化財保護活動事業 「歴史的建造物、国や県、町の指定を受けた文化財の保存等に対して補助金を交付し、適切な保護管理と活用を図る。」</p>	町 町	

1.2 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

地球温暖化対策の推進に向けて脱炭素社会づくりに向けた意識の向上を図るとともに、再生可能エネルギーの導入支援等の具体的な取組を計画的に推進していくことが求められます。

本町においてもこれまで、平成18年度に大多喜町バイオマстаун構想を策定し、地域で発生、排出されるバイオマス資源をエネルギーや材料、製品に変換し、循環利用する総合的な利活用システムの構築を進めてきました。

一方で、国では、太陽光、風力等の再生可能エネルギーの技術開発を進め、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするとしており、本町においても更なる温室効果ガス排出の削減に向けて、再生可能エネルギーを中心とした地球温暖化対策に取り組む必要があります。

本町における再生可能エネルギーの導入検討では、総面積の約7割を占める森林の利活用に可能性があるとされており、豊富な木材を中心としたバイオマス燃料化事業とバイオマスエネルギー事業の創出を図り、健全な森林の再生・保全、林地残材の有効活用を含めた事業展開を関係機関と連携し、導入の可能性について検討を進めています。

(2) その対策

ア 住宅用太陽光発電システムの設置を支援し、再生可能エネルギーの導入促進を図ります。

イ 森林資源を有効活用するために、木質バイオマス燃料化施設及び木質バイオマス発電所の建設を誘致し、再生可能エネルギーの創出を図ります。

ウ 木質バイオマス発電所で発電した電気を蓄電池に溜めて、災害時の避難所等の電力として活用を図ります。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業（施設）名	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2)過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	住宅用太陽光発電システム設置補助 「住宅用太陽光発電システムの設置に対して補助金を交付し、家庭における地球温暖化対策の推進を図る。」	町	

1.3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

ア 行財政運営

本町の財政を将来にわたって持続可能なものとするためには、財政運営の透明性を確保し、町民の町財政に対する理解を深めた上で、これまで取り組んできた事務事業の見直しや各種経費の節減、民間委託の推進等の行政改革を更に進め、効率的で効果的な行政運営を行うことが求められます。自主財源の確保に向けては、定住人口の維持や本町経済の活性化、受益者負担の適正化、収税対策の強化等の取組を推進していくことが必要です。また、情報通信技術を効果的に行政事務に導入することにより、住民サービスの向上や行政事務の効率化を推進することが求められます。

土地は、限られた資源であるとともに、地域づくりの最も基本的な要素であることから、地域の発展のために有効に利用していくことが求められます。

イ 住民参加と協働

今後、財政運営の厳しさが増すとともに少子高齢化や人口減少の進行により地域社会の担い手が不足する事が懸念される中、行政だけでは高度化・多様化する住民ニーズに対応することが難しくなることが想定されます。

そのため、これからの中づくりは、住民や各種団体、民間企業等と行政がそれぞれの役割を認識し、信頼関係を構築した上で、互いに連携・協力して進めが必要です。

ウ 結婚

本町の合計特殊出生率は、全国や県の水準を下回って推移していますが、出生率低迷の背景には、未婚者の増加、晩婚化や晩産化の進行があることから、出生率の改善や定住人口の確保に向けて、住民の結婚を支援する取組を推進していくことが求められています。

エ 男女共同参画社会

本町では、千葉県男女共同参画社会地域推進員を活用した広報・啓発活動や、審議会等における女性委員の登用促進、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスに関する研修の開催など、男女共同参画社会づくりに向けて様々な取組が進められています。

男性も女性も、個性と能力に応じ、あらゆる分野で活躍できる男女共同参画社会づくりを進めていくためには、性別による役割分担意識の是正に向けた意識啓発や、家庭や職場、地域、行政など様々な場において男女共同参画を実践するための環境整備を促進していくことが求められます。

(2) その対策

行政財政運営

ア 情報化推進計画に基づき、クラウド化の推進及び情報セキュリティ対策の強化等への対応を推進するともに、引き続き経費の全般的な見直しによる節減合理化を図り、厳正な執行をします。

イ 収税対策の強化、受益者負担の適正化や税外収入の増により、健全な財政基盤の確保を図ります。

ウ 選択と集中の視点から実施事業を取捨選択する取組を継続し、行政サービス水準の維持・向上に努め、限られた財源及び町有財産を有効に活用し、持続可能な財政運営を目指します。

エ 本町の諸施策の実施に当たっては、P D C A サイクルの運用を推進し、計画的、効果的な行政運営を行います。

オ 限られた財源と人材のもとで増加かつ多様化する行政需要に対し、適切な行政サービスを提供するため、職員の資質の向上を図り、潜在的な能力を最大限に引き出し、良質なサービスを提供できる職員の人材育成を進めます。

カ 情報化推進計画に基づき、計画的な情報システムの更新、システム経費の抑制、情報セキュリティ対策の推進を図ります。

キ 現在、活用されていない町有地等については、活用方法等を検討し、効果的な利用を推進します。

住民参加と協働

ア 町政情報の積極的な発信や広報紙における住民参加や協働の推進を意識した紙面づくり等に努めます。また、特に中高生などの若者が積極的にまちづくりに参加するよう町政への関心を高め、住民と行政が協力し合いながら、まちづくりに参画しようとする意識の醸成に努めます。

イ 協働のまちづくりを推進するためには、協働の意義を理解し活動を進める職員の存在が欠かせないことから、協働の推進に必要な知識や能力を身につけるための研

修を行うとともに、住民と行政が一体となってまちづくりを推進します。

結婚

男女のそれぞれの魅力を発見、意識できるようなイベントを開催し、継続的な施策を推進します。

男女共同参画社会

ア 男女共同参画社会に向け、情報の発信や住民が参加しやすい講演会、研修会の実施、

各種団体との連携・交流等の取組を実施し、意識改革や機運醸成を図ります。

イ 事業所等に対し、育児休業や介護休業制度等に関する啓発を行うとともに、行政においてもこれを推進することにより、男女がともに働きやすい就労環境の整備を推進します。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展促進施策区分	事業（施設）名	事業内容	事業主体	備考
12その他地域の持続的発展に関し必要な事項	過疎地域持続的発展特別事業	<p>電子計算業務費 「情報システムのクラウド化やセキュリティ対策の強化を行い、システム経費の削減や業務の効率化を図る。」</p> <p>税務資料ファイリング事業 「紙で保存されている税務資料の電子化を行い、業務の効率化や行政の情報化を図る。」</p> <p>地図情報システム管理事業 「航空写真の撮影により、土地や建物の状況を把握する。また、防災や土地利用等の業務にも活用し、業務の効率化や行政の情報化を図る。」</p> <p>行政デジタル化推進事業 「行政手続等のオンライン化を行い、住民サービスの向上や業務の効率化を図る。」</p> <p>公有財産管理事業 「小学校の統廃合により廃校となっている施設の活用を図り、関係人口や交流人口の創出、地域の活性化の推進を図る。」</p> <p>協働のまちづくり推進事業 「講習会や講演会等を行い、協</p>	町	

	<p>働くまちづくりの意識啓発を行い、住民と行政が一体となったまちづくりの推進を図る。」</p> <p>結婚活動支援事業 「結婚に伴う住居費及び引越し費用に対して補助金を交付し、少子化対策及び新婚世帯の定住対策の強化を図る。」</p> <p>結婚支援のための拠点づくり事業 「未婚の男女を対象とした拠点づくりを行い、出会いの場を確保することで、結婚しやすい環境の整備を図る。」</p> <p>男女共同参画推進事業 「外部講師による研修や講演会を行い、男女共同参画社会づくりに向けた意識改革や気運醸成を図る。」</p>	町	
--	--	---	--

事業計画（令和3年度～7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業（施設）名	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業	住宅取得奨励金	町	
		住宅リフォーム奨励金	町	
		宅地造成事業	町	
		空き家利用促進奨励金	町	
		空き家家財道具撤去補助金	町	
		シティプロモーション事業	町	
		国際交流事業	大多喜町国際交流協会	
		地域間交流事業（産業振興イベント）		
		青少年健全育成事業（青少年つどい大会）	町	
		地域おこし協力隊事業	町	
	(10)過疎地域持続的発展特別事業	定住化対策事業（集落支援員）	町	
		多面的機能支払交付金事業	活動組織 協定を締結した農業者等	
2 産業の振興		中山間地域等直接支払交付金事業		

4 交通通信 信体系の 整備、情 報化及び 地域間交	(9)過疎地域持続的発展 特別事業	環境保全型農業直接支払交付金 事業	営農組織	
		農業次世代人材投資事業	就農希望者 及び新規就 農者	
		有害鳥獣駆除対策事業	有害鳥獣対 策協議会	
		経営改善普及事業及び地域総合 振興事業	町及び 商工会	
		地域通貨事業	町	
		観光振興事業（モミジの植樹）	町	
		観光推進広域連携事業	町	
		観光関連団体補助事業	観光関連団 体	
		企業の誘致及び雇用促進事業 （事業所設置奨励金、雇用促進 奨励金）	町	
		空き家等を活用した起業支援事 業	町	
		就職情報案内事業	町	
		町内バス路線維持助成事業	交通事業者	
		デマンド型地域交通運行事業	町	

5 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業	臨時バス運行事業	町	
		路線バス運行維持事業	交通事業者	
		高速バス通学費補助金	町	
		水道未普及地域対策事業	町	
		上水道高料金対策事業	町	
		地域防災対策事業	町	
		防犯対策事業（特殊詐欺対応電話購入補助・防犯灯）	町	
		空き家対策事業	町	
		保育園管理運営事業	町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業	特色のある教育の展開事業（保育園）	町	
		病児病後児保育事業	町	
		少子化対策事業	町	
		子ども医療対策事業	町	
		ひとり親家庭等医療費等助成事業	町	
		地域子育て支援センター運営事業	町	

7 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業	児童クラブ運営事業	町	
		子育て世代包括支援センター運営事業	町	
		妊娠・出産包括支援事業	町	
		次期介護保険事業計画等策定事業	町	
		高齢者在宅生活支援事業	町	
		社会福祉団体助成事業	大多喜町社会福祉協議会及び各種福祉団体	
		老人福祉団体助成事業	大多喜町老人クラブ	
		地域福祉ボランティア事業	地域福祉ボランティア団体	
		障害者福祉事業	町	
		民生委員活動事業	大多喜町民生委員児童委員	

			事務組合	
		医療体制整備事業（国保国吉病院負担金）	国保国吉病院組合	
8 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業	英語教育事業（小・中学校）	町	
		I C T 教育事業（小・中学校）	町	
		教育振興事業（教材・教具）	町	
		大多喜高校支援推進事業	町	
		生涯学習推進事業	町	
		図書館管理運営事業	町	
		保健体育振興事業	町	
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業	コミュニティ育成事業	町	
		地域おこし協力隊事業	町	
		定住化対策事業（集落支援員）	町	
10 地域文化の振興等	(2)過疎地域持続的発展特別事業	文化団体活動支援事業	町	
		文化財保護活動事業	町	
11 再生可能エネルギーの利	(2)過疎地域持続的発展特別事業	住宅用太陽光発電システム設置補助	町	

用の推進 12 その他 地域の持 続的発展 に関し必 要な事項	過疎地域持続的発展特 別事業	電子計算業務費	町	
		税務資料ファイリング事業	町	
		地図情報システム管理事業	町	
		行政デジタル化推進事業	町	
		公有財産管理事業	町	
		協働のまちづくり推進事業	町	
		結婚活動支援事業	町	
		結婚支援のための拠点づくり事 業	町	
		男女共同参画推進事業	町	

大多喜町過疎地域持続的発展計画

令和3年9月策定

令和4年3月軽微変更

令和5年1月軽微変更

令和5年3月変更

令和5年4月軽微変更

令和6年3月軽微変更

令和7年3月軽微変更

大多喜町 企画課

〒298-0292 千葉県夷隅郡大多喜町大多喜93番地

TEL 0470-82-2112 FAX 0470-82-4461

URL <http://www.town.otaki.chiba.jp/>

E-mail kikaku@town.otaki.lg.jp